

第5次いわき市障がい者計画（後期）  
第7期いわき市障がい福祉計画  
第3期いわき市障がい児福祉計画

令和●年●月



いわき市



## はじめに

市長写真挿入

本市では、平成 26 年 2 月に「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念とする「第 4 次いわき市障がい者計画」を策定し、これまで、障がいについての理解や心のバリアフリーの推進をはじめ、地域における相談窓口である「障がい者相談支援センター」の設置など、障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めてまいりました。

この間、国においては、平成 30 年 3 月に障がい者施策の最も基本的な計画である「第 4 次障害者基本計画」を策定したほか、

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行(平成30年4月)、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定(平成30年6月施行)、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(令和2年4月施行)など、様々な法整備を進め、障がいのある方の自立と社会参加の支援等のための施策を更に推進することとしております。

こうし  
市障がい  
いわき市

「第5  
経験等を  
『共生社  
に、各族  
リティの  
障がい者  
の緊密な

今後には、  
視点に立  
保健・医  
施策の着  
申し上げ

あいさつ文の更新は保留  
(最後に作成予定)

5次いわき  
び「第2期

で被災した  
とのできる  
げるととも  
アクセシビ  
がい特性、  
策との相互  
ります。

これらの  
りながら、  
に障がい者  
ようお願い

結びに、本計画策定にあたり御尽力いただきました「いわき市地域自立支援協議会」の委員の皆様、実態調査や市民意見募集等を通して御協力いただき貴重な御意見・御要望をお寄せくださいました市民の皆様、障がい者団体、関係機関の皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和●年●月

いわき市長 内 田 広 之

## 目 次

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| <b>第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）</b>        | <b>1</b> |
| 第1章 計画策定の趣旨等                        | 3        |
| 1 計画の背景と趣旨                          | 3        |
| 2 法令等の改正の動き                         | 4        |
| 3 制度改正の内容                           | 5        |
| 4 社会情勢の変化への対応                       | 10       |
| 第2章 本計画の位置づけ等                       | 11       |
| 1 計画の位置づけ                           | 11       |
| 2 他計画との関連                           | 12       |
| 3 計画の期間                             | 13       |
| 4 計画の対象範囲                           | 13       |
| 5 本市における圏域（区域設定）の考え方                | 13       |
| 6 計画の改定手続                           | 14       |
| 第3章 障がい者等を取り巻く現状と課題                 | 15       |
| 1 本市における障がい者数等の状況                   | 15       |
| 2 障がい者（児）実態調査結果（障がい福祉に関するアンケート調査結果） | 26       |
| 3 障がい者（児）関連法人・施設実態調査結果              | 41       |
| 4 障がい者（児）関連団体実態調査結果                 | 44       |
| 5 現計画の進捗状況                          | 47       |
| 6 第5次いわき市障がい者計画（前期）の総合評価            | 49       |
| 第4章 基本的な考え方                         | 51       |
| 1 基本理念                              | 51       |
| 2 基本目標                              | 51       |
| 3 計画の視点                             | 52       |
| 4 計画の体系                             | 53       |
| 第5章 施策分野と基本的方向性                     | 55       |
| 1 施策分野1 『理解促進』                      | 55       |
| 2 施策分野2 『生活支援』                      | 63       |
| 3 施策分野3 『保健・医療』                     | 72       |
| 4 施策分野4 『生活環境』                      | 78       |
| 5 施策分野5 『教育・育成』                     | 85       |
| 6 施策分野6 『雇用・就業』                     | 91       |
| 第6章 計画の推進                           | 96       |
| 1 各主体の役割                            | 96       |
| 2 計画の進行管理                           | 97       |

### 【「障がい」の表記について】

市では、障がいの「害」という漢字表記について、平成16年2月に策定しました『新・いわき市障がい者計画』から「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

### 【「障がい者」及び「障がいのある方」等の表記について】

- (1) 原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」と表記します。
- (2) 名称等で「障がいのある方」と表記することが適当でない場合は、「障がい者」と表記します。
- (3) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等の場合は、そのまま「障害者」と表記します。



# 第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画の背景と趣旨

国では、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年9月以降、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立（一部を除き平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年5月施行）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月施行）など、国内法を整備し、障がい者施策を充実させてきました。

その後、令和3年～令和4年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（令和6年4月1日施行）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立（一部を除き令和6年4月1日施行）など、障がい者関連施策のさらなる推進がなされるとともに、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がいのある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とする「第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）」が策定されました。

また、令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（令和5年こども家庭庁 厚生労働省告示第一号）においては、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障がいのある方等に対する虐待の防止や障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

本市においては、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念とし、障がい者施策の基本的方向を総合的、体系的に定めた『第5次いわき市障がい者計画』、障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めた『第6期いわき市障がい福祉計画』、『第2期いわき市障がい児福祉計画』を令和3年2月に策定し、障がいのある方に関する施策の展開とサービスの提供に努めてきました。

このたび、『第5次いわき市障がい者計画』の前期計画期間及び『第6期いわき市障がい福祉計画』、『第2期いわき市障がい児福祉計画』の計画期間が令和5年度末をもって満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国が定める基本指針や県の計画等を踏まえて『第5次いわき市障がい者計画』の見直し及び『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』を策定することとします。

## 2 法令等の改正の動き

令和3年2月の『第5次いわき市障がい者計画』及び『第6期いわき市障がい福祉計画』、『第2期いわき市障がい児福祉計画』策定以降、改正障害者差別解消法の成立、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に加え、児童福祉法や障害者総合支援法等の一部を改正する法律が成立するなど、障がい者関連の法律・制度は年々変容しています。

| 年    | 国の主な動き                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年 | <p>5月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）の成立（令和6年4月1日施行）</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加</li> <li>・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化</li> <li>・障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 令和4年 | <p>5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する</li> </ul> <p>6月 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充</li> <li>・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上</li> <li>・社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化</li> <li>・児童の意見聴取等の仕組みの整備</li> <li>・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入</li> <li>・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上</li> <li>・児童をわいせつ行為から守る環境整備等</li> </ul> <p>12月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）（※1）</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等の地域生活の支援体制の充実</li> <li>・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進</li> <li>・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備</li> <li>・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化</li> <li>・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備</li> </ul> |
| 令和5年 | <p>3月 「第5次障害者基本計画」策定</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

※1 一部は公布後3年以内の政令で定める日、令和5年4月1日、令和5年10月1日に施行

### 3 制度改正の内容

#### (1) 第5次障害者基本計画について

国の「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念のもと、共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的な障壁を除去するための基本的な方向が定められています。

感染症の拡大やSDGsの取組の推進など社会情勢が変化する中、目指すべき社会の実現に向けて、11の分野で施策の基本的な方向が定められ、各分野に共通する横断的視点として「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」等が掲げられています。

#### 障害者基本計画（第5次）の策定にあたっての基本的な考え方

##### 1. 障害者基本計画（第5次）の位置づけ

位置づけ：政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画  
 （障害者基本法第11条に基づき策定し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定）  
 計画期間：2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間

##### 2. 計画の背景（社会情勢の変化）

###### (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

⇒大会を契機に進展した機運を一過性のものにせず、引き続きアクセシビリティの向上や心のバリアフリーの理解促進に取り組むことが必要

###### (2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

⇒感染症拡大時を始めとした非常時には、脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められる

###### (3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

⇒「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は障害者基本計画の理念にも通ずるため、共生社会の実現に向け、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害者施策を推進することが求められる

##### 3. 実現を目指すべき社会

「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる  
**共生社会**

「誰一人取り残さない」という**SDGsの理念**とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会

**デジタルの活用**により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会

障害者施策が国民の**安全・安心**や**社会経済の進歩**につながるしなやかで豊かな社会

#### 4. 各分野に共通する横断的視点

|                      |                               |                            |
|----------------------|-------------------------------|----------------------------|
| (1)条約の理念の尊重及び整合性の確保  | (2)共生社会の実現に資する取組の推進           | (3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援     |
| (4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援 | (5)障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進 | (6)PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進 |

#### 各分野における障害者施策の基本的な方向

##### 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

##### 2. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

##### 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

##### 4. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

##### 5. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

##### 6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

##### 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

##### 8. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

##### 9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援

##### 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

##### 11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

## (2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和4年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和5年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示されました。基本指針は、国が障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとされています。

令和5年5月に見直された基本指針では、これまでの指針で示されていた、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障害者等に対する虐待の防止や障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

### 【基本指針見直しの主なポイント】

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応</li> <li>・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実</li> <li>・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化</li> <li>・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進</li> <li>・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実</li> </ul>                                                                                                           |
| ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性</li> <li>・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| ③福祉施設から一般就労への移行等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定</li> <li>・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定</li> <li>・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応</li> <li>・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組</li> </ul>                                                                                                                               |
| ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援</li> <li>・地域におけるインクルージョンの推進</li> <li>・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定</li> <li>・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定</li> <li>・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定</li> <li>・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定</li> </ul> |

|                                |                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤発達障害者等支援の一層の充実                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実</li> <li>・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進</li> <li>・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進</li> </ul> |
| ⑥地域における相談支援体制の充実・強化            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進</li> <li>・地域づくりに向けた協議会の活性化</li> </ul>                                        |
| ⑦障害者等に対する虐待の防止                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進</li> </ul>                                               |
| ⑧地域共生社会の実現に向けた取組               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進</li> </ul>                                                          |
| ⑨障害福祉サービスの質の確保                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実</li> <li>・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施</li> </ul>         |
| ⑩障害福祉人材の確保・定着                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</li> <li>・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul>                                             |
| ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進</li> <li>・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進</li> </ul>                                                        |
| ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</li> </ul>                                                                                   |
| ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重</li> <li>・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備</li> </ul>                                           |
| ⑭その他：地方分権提案に対する対応              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間の柔軟化</li> <li>・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化</li> </ul>                                                                            |

## 【障害福祉サービス等に係る成果目標】

|                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>①福祉施設の入所者の地域生活への移行</b>                                                                                                                                                                         |
| <b>【施設入所者の地域生活への移行】</b><br>・令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行                                                                                                                                             |
| <b>【施設入所者数の削減】</b><br>・令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減                                                                                                                                                     |
| <b>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>                                                                                                                                                                   |
| <b>【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】</b><br>・平均325.3日以上（都道府県）                                                                                                                                    |
| <b>【精神病床における1年以上長期入院患者数】</b><br>・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定（都道府県）                                                                                                                         |
| <b>【精神病床における早期退院率】</b><br>・入院後3カ月時点の退院率を68.9%以上、6カ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上（都道府県）                                                                                                                    |
| <b>③地域生活支援の充実</b>                                                                                                                                                                                 |
| ・各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターや事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討 <b>一部新規</b>                                                                                    |
| ・各市町村又は各圏域で、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める <b>新規</b>                                                                                                                                        |
| <b>④福祉施設から一般就労への移行</b>                                                                                                                                                                            |
| <b>【一般就労移行者の増加】</b><br>・令和3年度実績の1.28倍以上（うち就労移行支援1.31倍以上、就労A型1.29倍以上、就労B型1.28倍以上）<br>・就労移行支援事業利用者終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上に <b>新規</b>                                                  |
| <b>【就労定着支援事業利用者の増加】</b><br>・令和3年度実績の1.41倍以上 <b>新規</b><br>・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上に<br>・各都道府県は地域の就労支援ネットワークを強化し、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進（都道府県） <b>新規</b>                       |
| <b>⑤障害児支援の提供体制の整備等</b>                                                                                                                                                                            |
| <b>【児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容の推進】</b><br>・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置（圏域設置も可）<br>・全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築                                                                 |
| <b>【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】</b><br>・難聴児の支援を総合的に推進するための計画を策定（都道府県） <b>新規</b><br>・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築（都道府県・政令市）                     |
| <b>【重症心身障害児を支援する事業所の確保】</b><br>・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域確保も可）                                                                                                  |
| <b>【医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児等支援のための協議の場の設置】</b><br>・医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する（都道府県） <b>新規</b><br>・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（圏域設置も可） |
| <b>【障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置】</b><br>・障害児入所施設に入所している児童が、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場の設置（都道府県・政令市） <b>新規</b>                                                                                  |
| <b>⑥相談支援体制の充実・強化</b>                                                                                                                                                                              |
| ・各市町村で基幹相談支援センターを設置<br>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 <b>新規</b>                                                                                                                               |
| <b>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</b>                                                                                                                                                            |
| ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築                                                                                                                                                              |

## 4 社会情勢の変化への対応

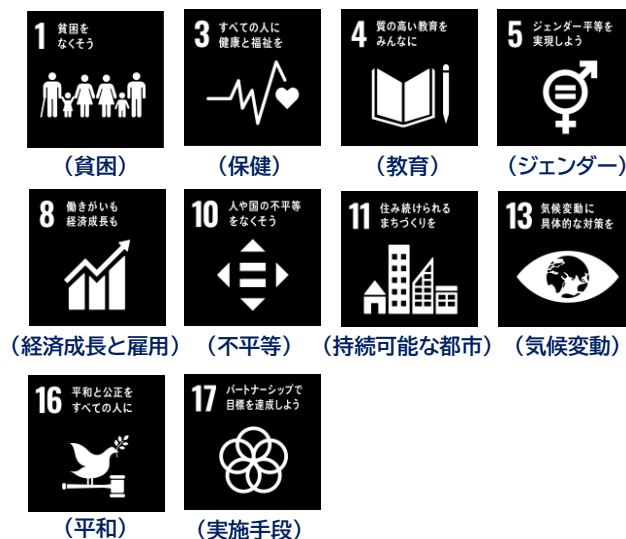
### （１）SDGsの視点による障がい福祉施策の推進

SDGsとは、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、先進国を含む全世界共通の目標です。“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念に、平成28年～令和12年の間に持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

我が国においても、平成28年にSDGs推進本部が設置され、同年12月には今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」が示されました。

国の第5次障害者基本計画においても、SDGsの達成のため、障がいのある方を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進する旨が記載されていることから、本計画においても、障がい福祉分野に関連する上記の目標を念頭に置き、SDGsの目標を踏まえ施策を推進します。

【障がい福祉に関連する目標】



### （２）新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会や市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がいのある方を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

また、障がいのある方へのサービス提供を担う事業者側でも、サービス利用者への感染対策の徹底の難しさやサービス提供内容の質の低下、感染者発生時の福祉人材の不足など、コロナ禍における事業所運営の様々な課題が生じています。さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、障がいのある方の中には、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える方もいます。

このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がいのある方を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画においても、その影響やニーズの違いに留意しながら、各種施策を推進していきます。

## 第2章 本計画の位置づけ等

### 1 計画の位置づけ

『第5次いわき市障がい者計画（後期）』は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する市町村障害者計画であり、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画です。

『第7期いわき市障がい福祉計画』は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針（こども家庭庁・厚生労働省告示）に即して定める計画です。

『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定する市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。なお、児童福祉法第33条の20第6項及び障害者総合支援法第88条第6項の規定により障害福祉計画と一体のものとして策定することができる計画であることから、『第7期いわき市障がい福祉計画』と一体的に策定するものとします。

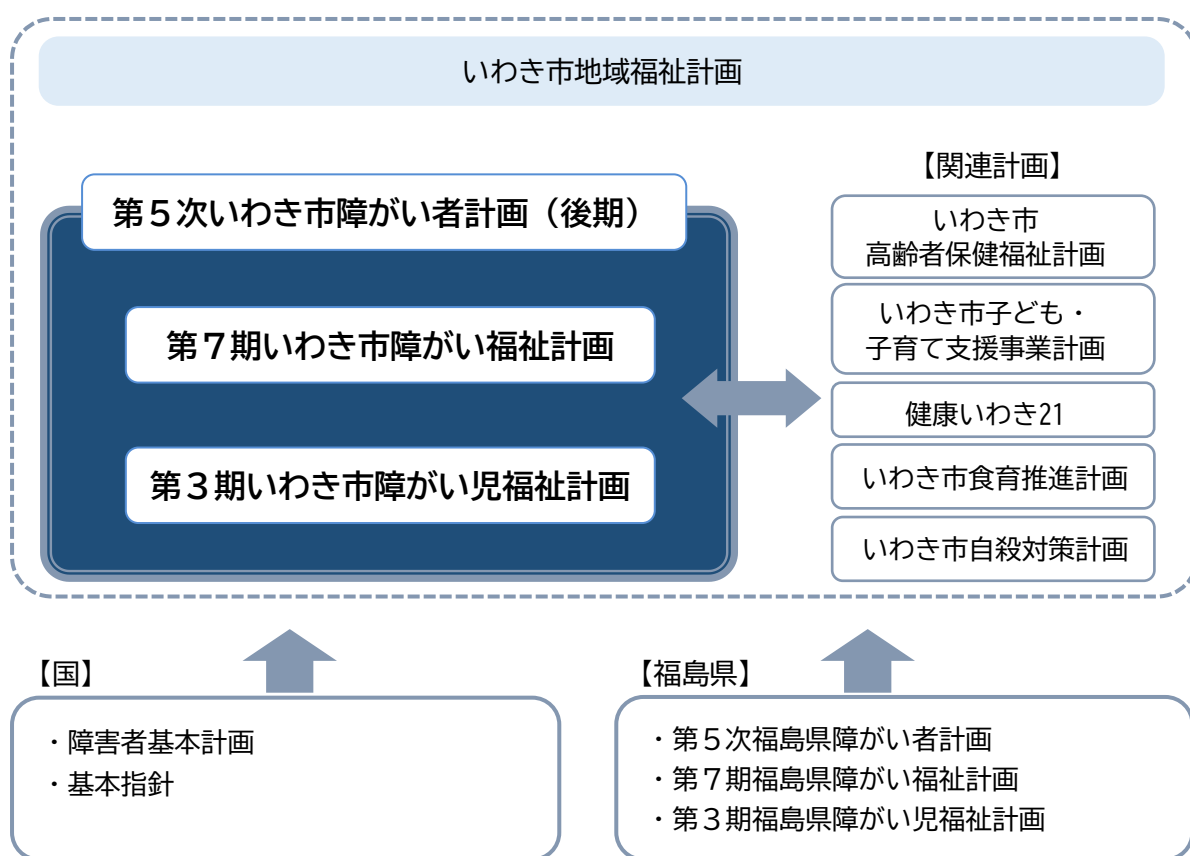
#### 【策定の根拠法及び計画内容】

|     | 障がい者計画                    | 障がい福祉計画                                                                                               | 障がい児福祉計画                            |
|-----|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 根拠法 | 障害者基本法<br>(第11条第3項)       | 障害者総合支援法<br>(第88条第1項)                                                                                 | 児童福祉法<br>(第33条の20第1項)               |
| 内容  | 障がい者施策の基本的方向について定める計画     | 障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画（3年1期）                                                                  | 障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画（3年1期） |
| 国   | 第5次障害者基本計画<br>令和5年度～令和9年度 | 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」<br>・都道府県、市町村が計画策定に当たって即すべき事項<br>・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示 |                                     |

## 2 他計画との関連

『第5次いわき市障がい者計画（後期）』、『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、『いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』、『いわき市自殺対策計画』等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取り組み上の課題などを踏まえ策定するものです。

【計画の位置づけ】

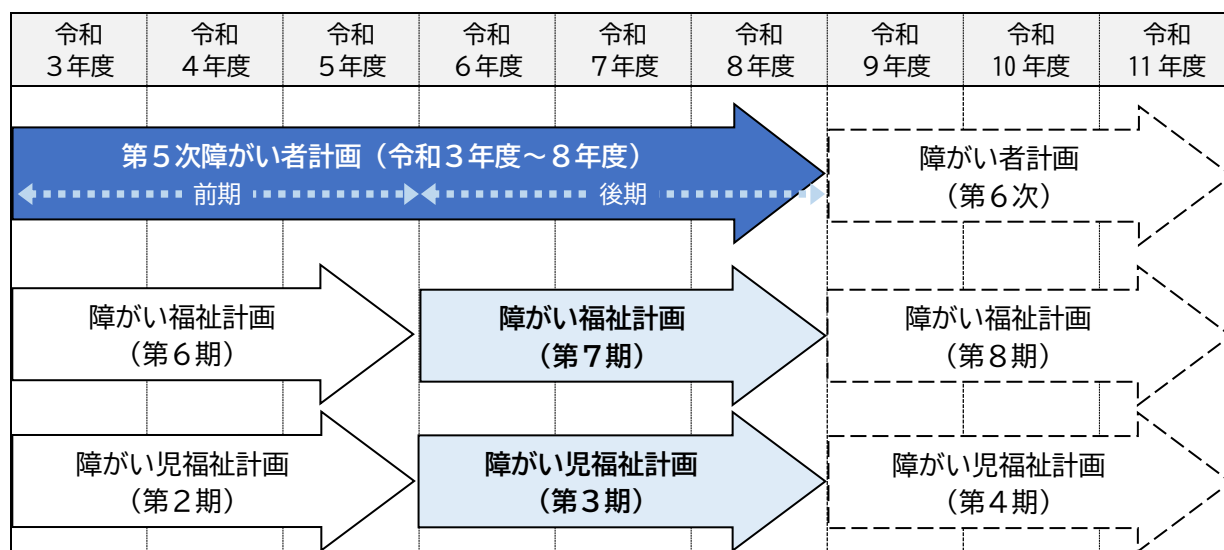


### 3 計画の期間

『第5次いわき市障がい者計画』の計画期間は令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6か年計画で、前期を令和3年度から5年度、後期を令和6年度から8年度とします。

『第7期いわき市障がい福祉計画』及び『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、令和6年度から令和8年度までの3か年間を計画期間とします。

令和8年度にそれぞれ見直しを行い、次期計画を策定します。



### 4 計画の対象範囲

平成23年の障害者基本法の改正に伴い、障害者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされ、発達障がいや難病に起因する障がいも含められたことから、本市でも、障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障がいのある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

### 5 本市における圏域（区域設定）の考え方

保健福祉分野の個別計画を総合的に横につなぐ『いわき市地域福祉計画』において、地区保健福祉センターエリアを単位とした連携体制の確立を図ることとしており、令和3年2月に策定された『第6期いわき市障害福祉計画』、『第2期いわき市障害児福祉計画』においても7つの圏域を基本としていることから、本計画においても、引き続き7つの圏域を基本に、計画的に施策を推進します。

## 6 計画の改定手続

### （１）いわき市地域自立支援協議会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や障がい者団体の代表者、福祉関係者等で構成する「いわき市地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。

### （２）障がい福祉に関するアンケート調査の実施

障害福祉サービスの実態や障がいのある方の意向などを把握するとともに、本市の現状や課題などを抽出・分析し、『第5次いわき市障がい者計画』の改定及び『第7期いわき市障がい福祉計画』『第3期いわき市障がい児福祉計画』の策定の基礎資料として活用することを目的とし、障がいのある方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体に対し調査を実施しました。

|                    |                                                                                                                                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査期間               | 令和4年10月26日（水）～令和4年11月11日（金）                                                                                                                                           |
| 調査対象<br>及び<br>回収状況 | 障がいのある方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、及び本市<br>障害福祉サービスの利用者、難病疾患患者 5,000人（有効回答数：2,151人）<br>事業者：市内で障害福祉サービスを提供する事業者 251社（有効回答数：178社）<br>団体：市内の障がい者（児）団体 27団体（有効回答数：12団体） |
| 調査方法               | 郵送による配布・回収（障がいのある方を対象とした調査ではインターネット回答を併用）                                                                                                                             |

### （３）関係団体ヒアリング調査の実施

『第5次いわき市障がい者計画』の改定及び『第7期いわき市障がい福祉計画』『第3期いわき市障がい児福祉計画』を策定するにあたり、市内の障がい者（児）団体に対し、現在の取り組みや、地域での生活、不安等の課題や市の障害福祉施策に関する課題・要望などを中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 調査日  | 令和5年1月23日（月）～令和5年1月24日（火） |
| 調査対象 | 障がい者（児）団体 5団体             |

### （４）パブリックコメント等の住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をよりよいものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、●●●●、●●●●、●●●●において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

## 第3章 障がい者等を取り巻く現状と課題

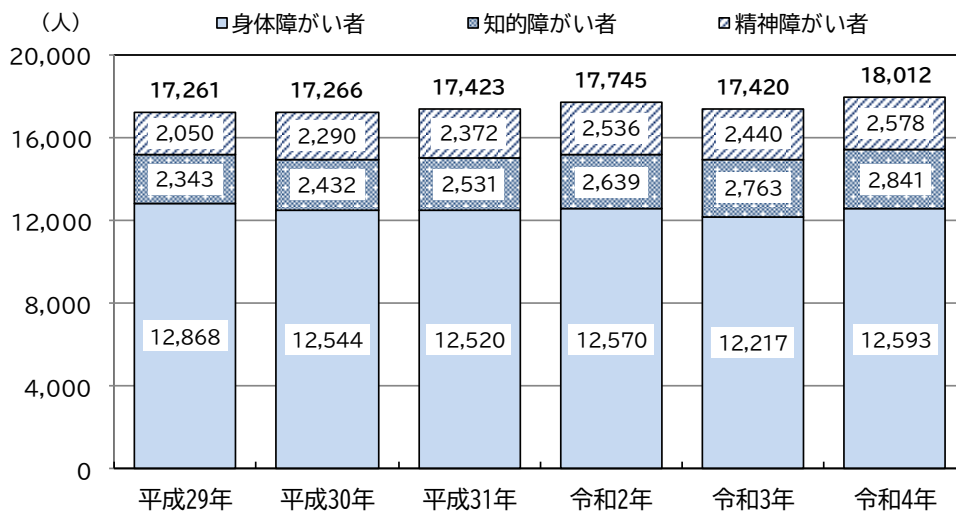
### 1 本市における障がい者数等の状況

#### (1) 障がい者（児）数

令和4年4月1日現在（精神障がい者のみ3月31日現在）、本市における障がい者（児）数は18,012人で、市の総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は5.51%となっています。

その内訳は、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）が12,593人、知的障がい者（療育手帳所持者）が2,841人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が2,578人となっており、近年の動向としては、知的障がい者や精神障がい者が増加傾向にあります。

【障がい者（児）数】



出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年4月1日現在（精神障がい者のみ3月31日現在）

【障がい者（児）の対人口比率】

| 区分          | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年  | 令和 3 年  | 令和 4 年  | 令和 5 年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 総人口（人）      | 346,119 | 343,258 | 340,561 | 337,765 | 329,469 | 326,684 |        |
| 障がい者（児）数（人） | 17,261  | 17,266  | 17,423  | 17,745  | 17,420  | 18,012  |        |
| 人口割合（％）     | 4.99    | 5.03    | 5.12    | 5.25    | 5.29    | 5.51    |        |

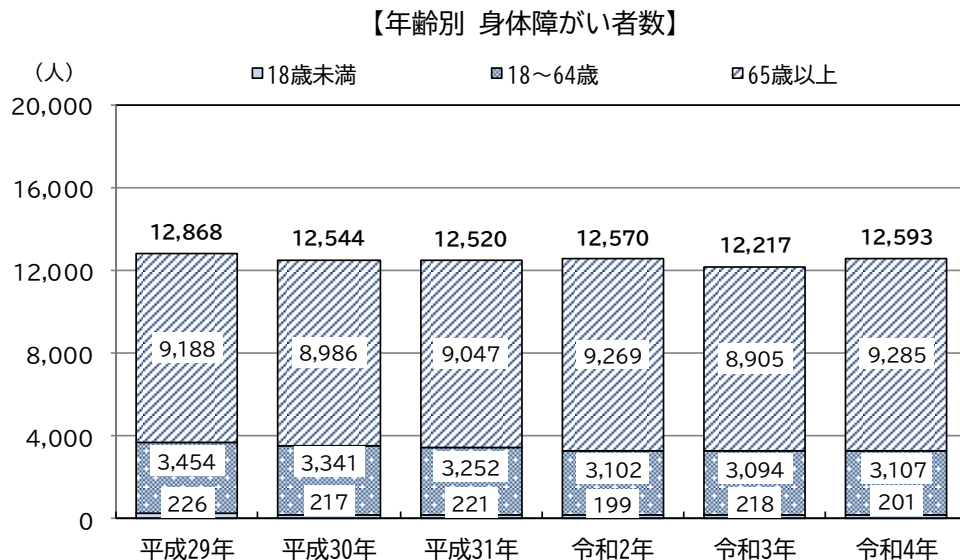
出典：【人口】いわき市の人口指標／各年4月1日現在（令和3年のみ10月1日現在）

【障がい者数】いわき市の保健福祉・子育て支援／各年4月1日現在

※手帳の重複所持者の場合、手帳の種別ごとに1人と計上しています。

## （２）身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数

令和4年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は12,593人となっており、65歳以上の高齢者が9,285人と全体の7割以上を占めています。身体障がいの部位別では、「肢体不自由」が最も多く6,616人、身体障害者手帳の等級別では、「1級」及び「2級」の重度者が合わせて6,789人と最も多く、それぞれ全体の半数以上を占めています。



【部位別 身体障がい者数】

(単位：人)

| 部位           | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|--------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 視覚           | 889     | 852     | 833     | 836    | 794    | 855    |        |
| 聴覚・平衡機能      | 894     | 875     | 881     | 925    | 863    | 928    |        |
| 音声・言語・そしゃく機能 | 145     | 139     | 143     | 146    | 137    | 146    |        |
| 肢体不自由        | 7,102   | 6,845   | 6,751   | 6,815  | 6,444  | 6,616  |        |
| 内部           | 3,838   | 3,833   | 3,912   | 3,848  | 3,979  | 4,048  |        |
| 合計           | 12,868  | 12,544  | 12,520  | 12,570 | 12,217 | 12,593 |        |

【等級別 身体障がい者数】

(単位：人)

| 等級 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|----|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 重度 | 1 級     | 4,776   | 4,728   | 4,804  | 4,763  | 4,737  | 4,748  |
|    | 2 級     | 2,189   | 2,102   | 2,039  | 2,029  | 1,955  | 2,041  |
| 中度 | 3 級     | 1,702   | 1,653   | 1,659  | 1,646  | 1,598  | 1,644  |
|    | 4 級     | 2,828   | 2,735   | 2,693  | 2,665  | 2,642  | 2,713  |
| 軽度 | 5 級     | 696     | 672     | 664    | 754    | 617    | 736    |
|    | 6 級     | 677     | 654     | 661    | 713    | 668    | 711    |
| 合計 | 12,868  | 12,544  | 12,520  | 12,570 | 12,217 | 12,593 |        |

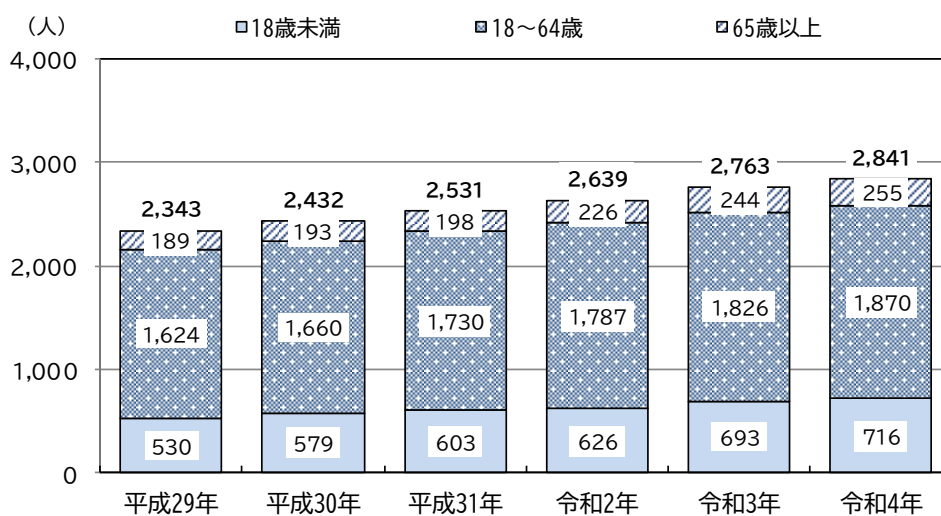
出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年4月1日現在

### (3) 知的障がい者（療育手帳所持者）数

令和4年4月1日現在の療育手帳所持者は2,841人と年々増加傾向にあり、平成29年の2,343人から約1.2倍となっています。年齢別では、18歳未満が716人(全体の25.2%)となっており、他の障がいに比べ18歳未満（障がい児）の占める割合が多くなっています。

療育手帳の等級別にみると、令和4年4月1日現在では「A」が923人、「B」が1,918人となっています。

【年齢別 知的障がい者数】



【等級別 知的障がい者数】

(単位：人)

| 等級     | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| A（重度）  | 818     | 839     | 855     | 883    | 899    | 923    |        |
| B（中軽度） | 1,525   | 1,593   | 1,676   | 1,756  | 1,864  | 1,918  |        |
| 合計     | 2,343   | 2,432   | 2,531   | 2,639  | 2,763  | 2,841  |        |

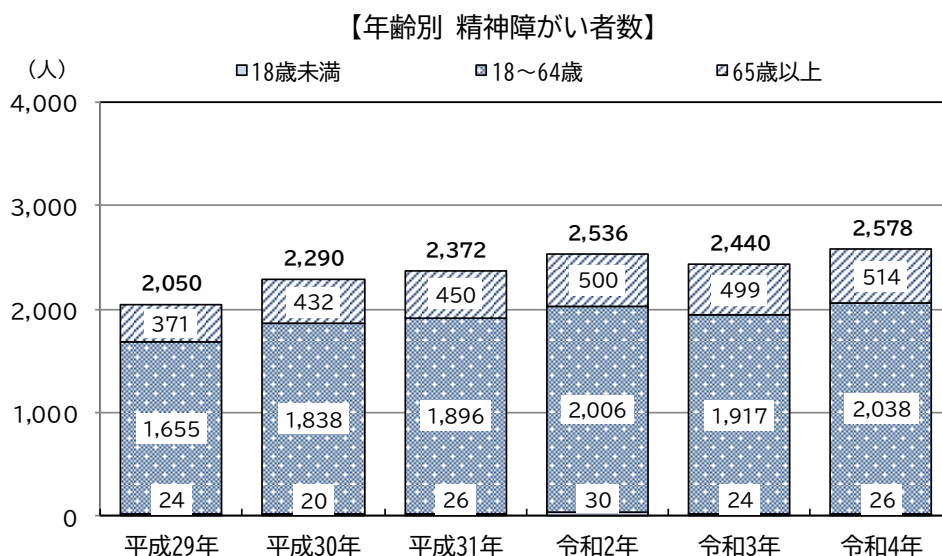
出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年4月1日現在

## （４）精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者等）数

### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和４年４月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は２,５７８人と年々増加傾向にあり、特に６５歳以上では平成２９年からの５年間で約１.４倍となっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別にみると、「２級（中度）」、「３級（軽度）」が多く、中度・軽度の障がい者が全体の約９割を占めています。また、軽度の障がい者数は増加傾向にあり、平成２９年からの５年間で約１.５倍となっています。



**【等級別 精神障がい者数】**

（単位：人）

| 等級     | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| １級（重度） | 252     | 260     | 240     | 230    | 196    | 213    |        |
| ２級（中度） | 1,046   | 1,135   | 1,163   | 1,237  | 1,194  | 1,223  |        |
| ３級（軽度） | 752     | 895     | 969     | 1,069  | 1,050  | 1,142  |        |
| 合計     | 2,050   | 2,290   | 2,372   | 2,536  | 2,440  | 2,578  |        |

出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年３月３１日現在（令和２年・令和４年のみ４月１日で集計）

### ② 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状のある方に対し支給される精神通院医療の受給者数は、令和４年３月３１日現在では４,２０５人となっており、平成２９年からの５年間で約１.２倍に増加しています。

**【自立支援医療（精神通院医療）受給者数】**

（単位：人）

|      | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 受給者数 | 3,576   | 3,782   | 3,986   | 4,032  | 4,057  | 4,205  |        |

出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年３月３１日現在

## (5) 難病等（特定疾患医療受給者証所持者数）

平成 25 年 4 月から、障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に難病等<sup>(※1)</sup>が加わりました。

当初、障害者総合支援法における難病等の範囲は、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病（130 疾病）と同じ範囲とされていましたが、平成 27 年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部改正法」（平成 27 年 1 月 1 日施行）が成立したことを踏まえ、順次対象疾病が拡大され、令和 3 年 11 月からは 366 疾病が対象<sup>(※2)</sup>となっています。

難病の方の中には身体障害者手帳を所持している方もいますが、難病を対象とした手帳はなく、今回定められた難病等の対象となる方の正確な数を把握することは困難となっています。

次の表は、難病患者の医療費助成制度である「難病医療費助成制度（特定医療費助成制度）」の対象となっている疾患の対象者数です。

令和 4 年 3 月 31 日現在、特定医療費助成制度の対象となっている疾病は 338 疾病となっており、本市において医療費の助成を受けている難病患者数は 2,615 人と、一時減少傾向にあったものの、再び増加しています。

※1 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

※2 令和 5 年 3 月 24 日に障害者総合支援法対象疾病検討会において対象疾病の検討が行われ、令和 6 年 4 月より対象疾病を 369 疾病に見直す方針がとりまとめられています。

【特定疾患医療受給者証所持者数】

| 区分      | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 対象疾患数   | 306     | 330     | 331     | 333    | 338    | 338    |        |
| 所持者数（人） | 2,536   | 2,166   | 2,086   | 2,234  | 2,406  | 2,615  |        |

出典：地域保健課データ／各年 3 月 31 日現在

## （６）発達障がい者（児）

平成 22 年の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正、並びに平成 23 年の障害者基本法の改正により、発達障がい<sup>（※）</sup>が各法の対象となることが明文化されました。

発達障がいのある方の中には療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している方もいますが、発達障がいを対象とした手帳はなく、その正確な数を把握することは困難となっています。

なお、文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常学級に在籍している割合は、平成 24 年調査結果では 6.5%、令和 4 年調査結果（小・中学校）では 8.8%との推計値が示されており、10 年間で該当の児童生徒の割合が微増していることがわかります。

※ 平成 28 年に改正された発達障害者支援法において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。

## （７）障害支援区分の状況

令和 4 年 4 月 1 日現在の障害支援区分の認定者は 1,857 人となっており、区分 6 が 468 人と最も多く、次いで区分 3 が 387 人となっています。

比較的支援の度合いが低い区分 1～区分 2 については、近年減少傾向にありますが、一方で、区分 3 以上の認定者は増加傾向にあり、特に支援の度合いが最も高い区分 6 については、平成 29 年の約 1.3 倍に増加しています。

【障害支援区分別障がい者数】

（単位：人）

|                                                                                     | 区分   | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
|  | 区分 1 | 62      | 49      | 45      | 36     | 32     | 28     |        |
|                                                                                     | 区分 2 | 382     | 377     | 359     | 322    | 329    | 316    |        |
|                                                                                     | 区分 3 | 316     | 328     | 330     | 362    | 388    | 387    |        |
|                                                                                     | 区分 4 | 318     | 331     | 333     | 335    | 351    | 363    |        |
|                                                                                     | 区分 5 | 251     | 264     | 271     | 283    | 292    | 295    |        |
|                                                                                     | 区分 6 | 366     | 408     | 443     | 455    | 464    | 468    |        |
|                                                                                     | 合計   | 1,695   | 1,757   | 1,781   | 1,793  | 1,856  | 1,857  |        |

出典：障がい福祉課データ／各年 4 月 1 日現在

## (8) 就労の状況

いわき市内の、令和4年度の民間企業における障がいのある方の雇用状況は、就労している障がいのある方が779.5人で、平成29年から約13.0%増加しています。

実雇用率、法定雇用率達成企業の割合については、ともに平成29年以降福島県を上回る水準で推移しています。令和4年時点の実雇用率は2.29%と平成29年から0.25ポイント増加しており、法定雇用率達成企業の割合についても、法改正により法定雇用率が変動している影響により増減を繰り返していますが、令和4年時点では64.1%と、国や福島県を大きく上回る達成率となっています。

【障がい者の雇用・就労状況の推移】

| 区分         |                  | 平成29年     | 平成30年     | 令和元年      | 令和2年      | 令和3年      | 令和4年      | 令和5年 |
|------------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 法定雇用率※1（%） |                  | 2.0       | 2.2       | 2.2       | 2.2       | 2.3       | 2.3       |      |
| 国          | 実雇用率（%）          | 1.97      | 2.05      | 2.11      | 2.15      | 2.20      | 2.25      |      |
|            | 法定雇用率達成企業の割合（%）  | 50.0      | 45.9      | 48.0      | 48.6      | 47.0      | 48.3      |      |
| 福島県        | 対象企業数（社）         | 1,326     | 1,425     | 1,464     | 1,456     | 1,512     | 1,520     |      |
|            | 算定常用労働者数※2（人）    | 237,544.0 | 242,103.0 | 243,013.5 | 239,887.5 | 241,963.0 | 240,342.5 |      |
|            | 就労者数（障がいのある方）（人） | 4,623.0   | 4,949.5   | 5,126.0   | 5,170.5   | 5,195.0   | 5,264.5   |      |
|            | 実雇用率（%）          | 1.95      | 2.04      | 2.11      | 2.16      | 2.15      | 2.19      |      |
|            | 法定雇用率達成企業の割合（%）  | 55.7      | 53.1      | 54.7      | 55.7      | 53.1      | 54.3      |      |
| いわき市       | 対象企業数（社）         | 219       | 249       | 255       | 245       | 259       | 256       |      |
|            | 算定常用労働者数（人）      | 33,816.5  | 35,656.0  | 36,437.0  | 34,274.5  | 34,793.5  | 34,073.0  |      |
|            | 就労者数（障がいのある方）（人） | 691.0     | 778.5     | 802.0     | 791.5     | 776.0     | 779.5     |      |
|            | 実雇用率（%）          | 2.04      | 2.18      | 2.20      | 2.31      | 2.23      | 2.29      |      |
|            | 法定雇用率達成企業の割合（%）  | 57.5      | 60.2      | 56.9      | 63.3      | 60.6      | 64.1      |      |

出典：職業安定所（ハローワーク）、商業労政課データ／各年6月1日現在

※1 法定雇用率とは、民間企業や国・地方公共団体が達成を義務付けられている障害者雇用率を示し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業や国・地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないと定められています。現行の障害者雇用率は、民間企業：2.3%、特殊法人等：2.6%、国・地方公共団体：2.6%、都道府県等の教育委員会：2.5%となっており、令和6年度以降は段階的な引き上げが予定されています。

※2 算定常用労働者数とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」を示し、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数を表しています。

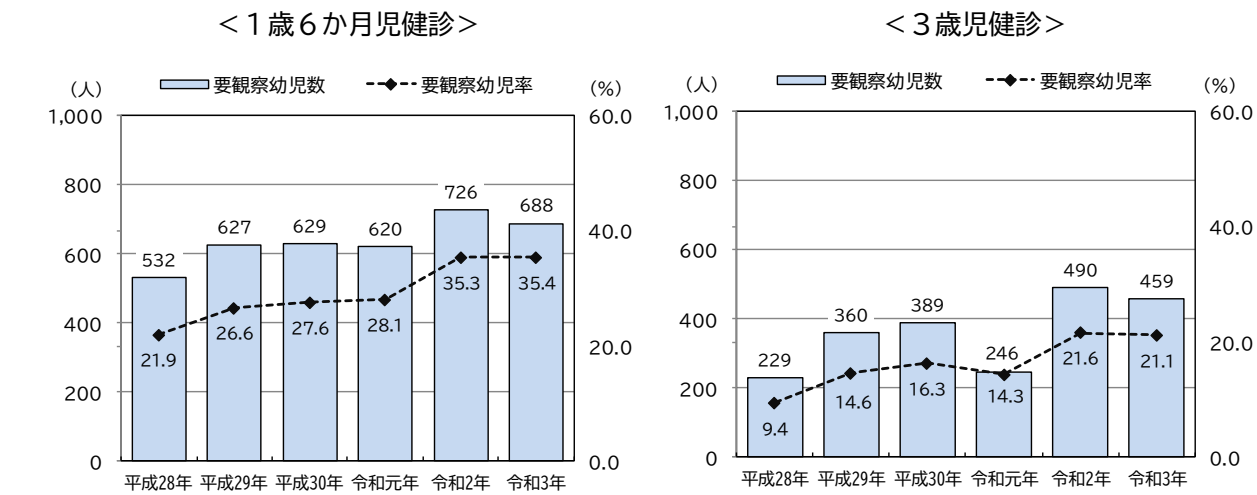
（9）保健・教育の状況

①要観察幼児数

令和3年度の健診で経過観察が必要となった幼児数をみると、1歳6か月児は688人、3歳児は459人で、出生数が減少傾向にある中、要観察幼児数<sup>(※)</sup>は増加傾向となっています。

これに伴い要観察幼児率についても上昇しており、令和3年度の1歳6か月児では35.4%、3歳児では21.1%と、いずれも平成28年度の約1.6～2.3倍となっています。

【要観察幼児数】



| 区分       |              | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|----------|--------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 1歳6か月児健診 | 健康診査対象幼児数（人） | 2,509   | 2,437   | 2,362   | 2,322   | 2,117  | 2,044  |        |
|          | 健康診査受診幼児数（人） | 2,425   | 2,355   | 2,281   | 2,208   | 2,054  | 1,946  |        |
|          | 要観察幼児数（人）    | 532     | 627     | 629     | 620     | 726    | 688    |        |
|          | 要観察幼児率（％）    | 21.9    | 26.6    | 27.6    | 28.1    | 35.3   | 35.4   |        |
| 3歳児健診    | 健康診査対象幼児数（人） | 2,549   | 2,598   | 2,512   | 1,823   | 2,357  | 2,313  |        |
|          | 健康診査受診幼児数（人） | 2,438   | 2,465   | 2,386   | 1,719   | 2,271  | 2,173  |        |
|          | 要観察幼児数（人）    | 229     | 360     | 389     | 246     | 490    | 459    |        |
|          | 要観察幼児率（％）    | 9.4     | 14.6    | 16.3    | 14.3    | 21.6   | 21.1   |        |

出典：こども家庭課データ／各年度

※ 要観察幼児とは、健康診査時に助言指導を行い、その結果の確認やその経過を定期的に確認する必要があり、主に言語や運動、精神発達の遅れ等が挙げられます。

## ②障がい児の就学状況

令和4年5月1日時点における、保育所・幼稚園・認定こども園等の障がい児の在籍数は281人で、年々増加傾向となっています。

特別支援学級の在籍者数は、令和4年5月1日時点で小学校が693人、中学校が248人となっており、平成29年以降、児童数の増加に伴って学級数も増加傾向にあります。

通級指導教室については、平成31年の学級数の増加に伴い、児童数も増加しており、令和4年5月1日時点で150人となっています。

特別支援学校の在籍状況については、県立平支援学校（肢体不自由）で小学部の児童数に減少がみられます。

【保育所・幼稚園・認定こども園等における障がい児の在籍状況】

| 区分        | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 保育所（人）    | 185   | 191   | 179   | 187  | 213  | 211  |      |
| 幼稚園（人）    | 43    | 56    | 72    | 69   | 62   | 56   |      |
| 認定こども園（人） | 7     | 6     | 0     | 6    | 11   | 14   |      |
| 合計（人）     | 235   | 253   | 251   | 262  | 286  | 281  |      |

出典：【未就学児】子ども支援課データ／各年度末現在

【特別支援学級の在籍状況等】

| 区分  | 平成29年   | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|---------|-------|-------|------|------|------|------|
| 小学校 | 設置校数（校） | 45    | 47    | 47   | 48   | 48   | 50   |
|     | 学級数（学級） | 72    | 79    | 91   | 98   | 109  | 128  |
|     | 児童数（人）  | 331   | 355   | 421  | 498  | 595  | 693  |
| 中学校 | 設置校数（校） | 24    | 26    | 25   | 26   | 25   | 24   |
|     | 学級数（学級） | 36    | 42    | 36   | 45   | 45   | 50   |
|     | 生徒数（人）  | 149   | 168   | 165  | 207  | 221  | 248  |

出典：教育年報／各年5月1日現在

【通級指導教室の在籍状況等】

| 区分  | 平成29年   | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|---------|-------|-------|------|------|------|------|
| 小学校 | 設置校数（校） | 6     | 6     | 7    | 7    | 7    | 7    |
|     | 学級数（学級） | 9     | 9     | 10   | 10   | 10   | 10   |
|     | 児童数（人）  | 121   | 110   | 150  | 156  | 136  | 150  |

出典：教育年報／各年5月1日現在

【特別支援学校の在籍状況】

(単位：人)

| 区分    |                       |     | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|-------|-----------------------|-----|---------|---------|------|--------|--------|--------|--------|
| 聴覚    | 県立聴覚<br>支援学校<br>平校    | 幼稚部 | 2       | 2       | 2    | 3      | 4      | 7      |        |
|       |                       | 小学部 | 10      | 8       | 4    | 9      | 6      | 4      |        |
| 知的    | 県立いわき<br>支援学校         | 小学部 | 76      | 81      | 73   | 72     | 84     | 92     |        |
|       |                       | 中学部 | 53      | 47      | 54   | 53     | 49     | 51     |        |
|       |                       | 高等部 | 82      | 91      | 86   | 88     | 86     | 97     |        |
|       | 県立いわき<br>支援学校<br>くぼた校 | 小学部 |         |         |      |        |        |        |        |
|       |                       | 中学部 |         |         |      |        |        |        |        |
|       |                       | 高等部 | 28      | 30      | 31   | 26     | 29     | 28     |        |
|       | 県立富岡<br>支援学校          | 小学部 | 20      | 26      | 30   | 30     | 32     | 24     |        |
|       |                       | 中学部 | 10      | 8       | 9    | 7      | 9      | 9      |        |
|       |                       | 高等部 | 22      | 21      | 22   | 19     | 17     | 15     |        |
| 肢体不自由 | 県立平<br>支援学校           | 小学部 | 53      | 54      | 50   | 41     | 38     | 30     |        |
|       |                       | 中学部 | 21      | 26      | 23   | 23     | 23     | 32     |        |
|       |                       | 高等部 | 29      | 25      | 20   | 17     | 23     | 23     |        |

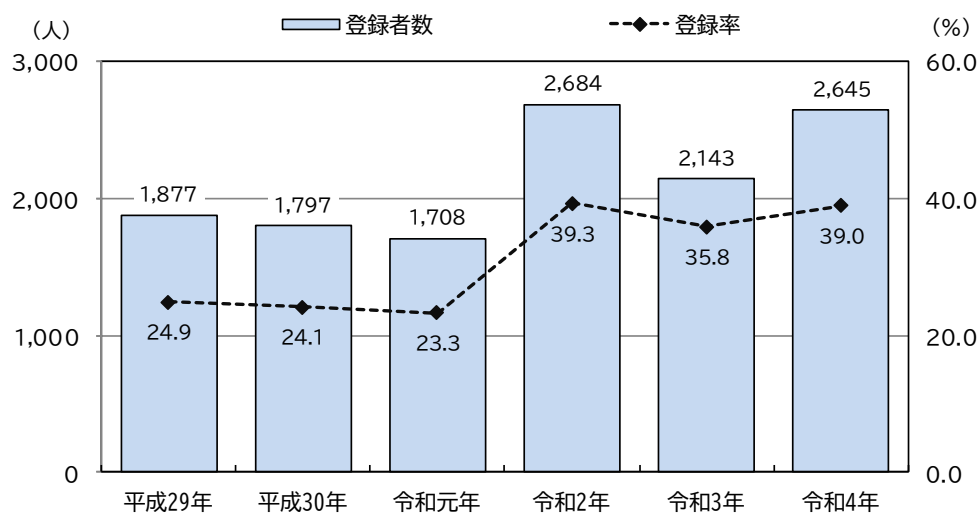
出典：教育年報（各年 5 月 1 日現在）

## (10) 災害における対策の状況

避難行動要支援者避難支援制度の登録者数は令和4年度2月末時点において2,645人で、登録率は39.0%となっています。

令和2年度に、制度の周知のため未登録者に制度の案内を送付したことで、登録者数が大きく増加し、以降の登録率は35～40%で推移しています。

【避難行動要支援者避難支援制度登録者数の推移】



(単位：人、%)

| 区分            | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|---------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数（障がいのある方） | 7,538   | 7,442   | 7,343   | 6,835  | 5,981  | 6,784  |        |
| 登録者数（障がいのある方） | 1,877   | 1,797   | 1,708   | 2,684  | 2,143  | 2,645  |        |
| 登録（同意）率       | 24.9    | 24.1    | 23.3    | 39.3   | 35.8   | 39.0   |        |

出典：避難行動要支援者名簿（各年度2月末現在）

## 2 障がい者（児）実態調査結果（障がい福祉に関するアンケート調査結果）

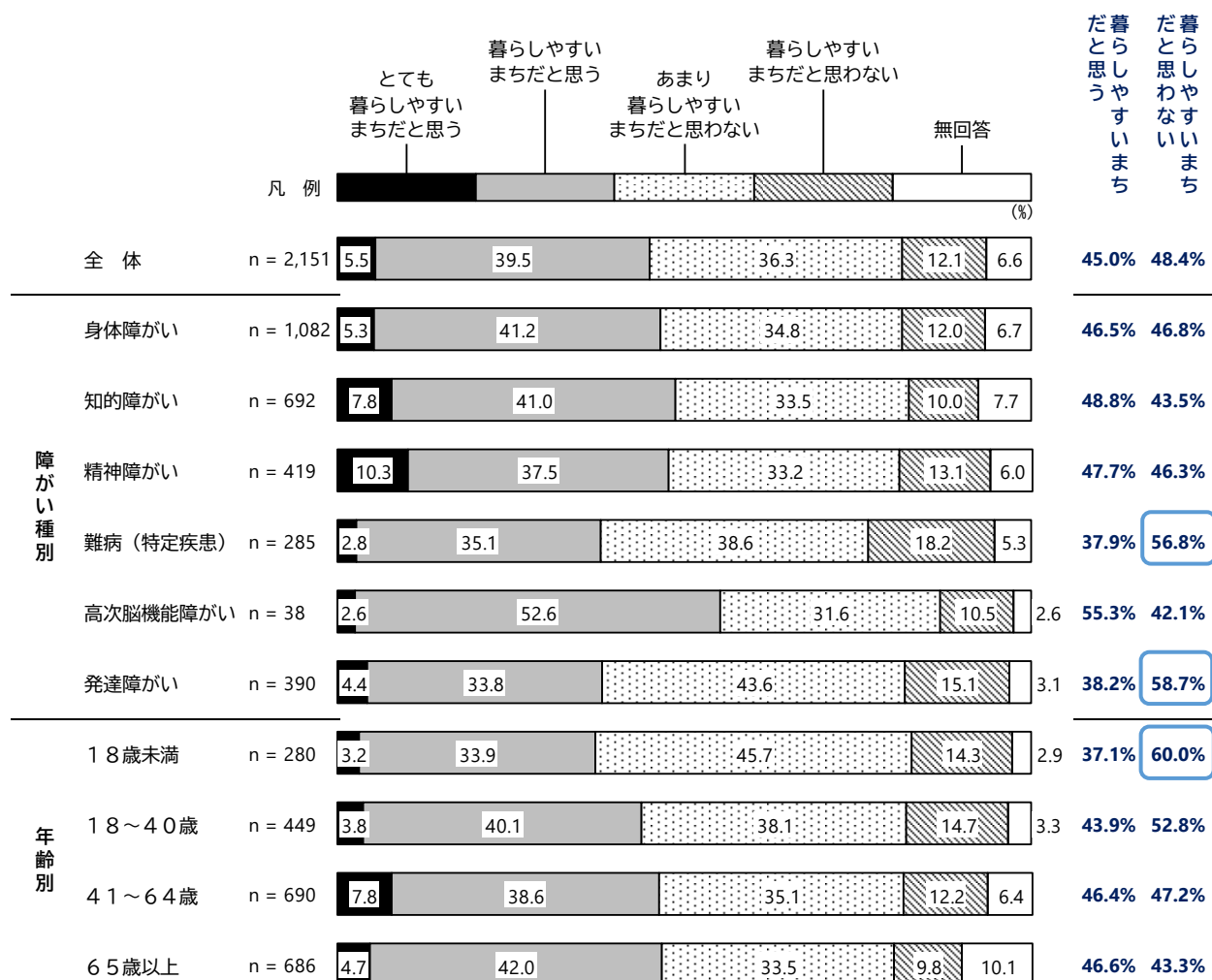
### （1）住まいや暮らしについて

#### ①いわき市の暮らしやすさ

いわき市の暮らしやすさについては、《暮らしやすいまちだと思わない》が48.4%と、《暮らしやすいまちだと思う》（45.0%）を上回っています。特に、難病・発達障がいの方で《暮らしやすいまちだと思わない》が5割以上と、他の障がい種別に比べ評価が低くなっています。

また、年齢が低いほど暮らしやすさへの評価は低く、18歳未満では《暮らしやすいまちだと思わない》が6割となっています。

【いわき市の暮らしやすさ】



※グラフ右の数値は、類似した2つの選択肢の回答割合の合算値（以降のページも同様）

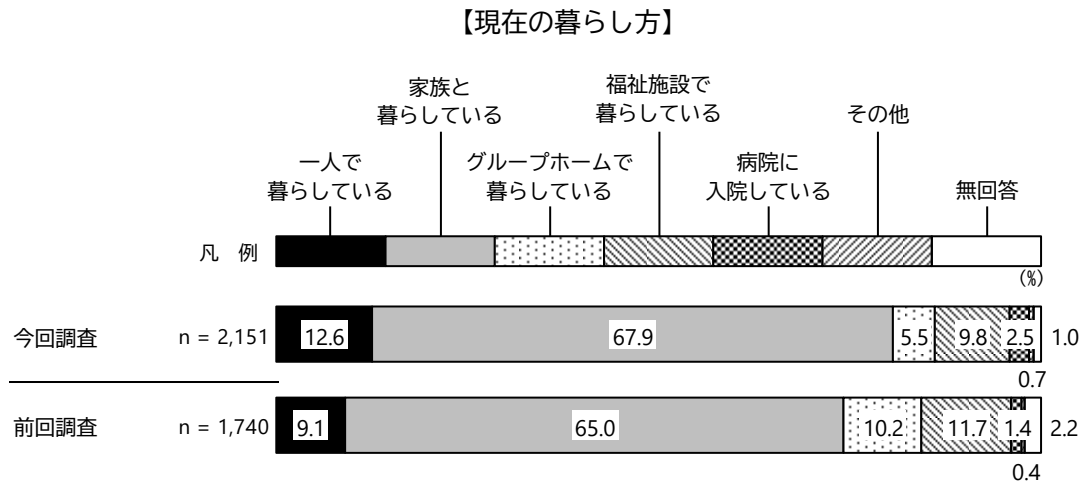
（例）暮らしやすいまちだと思う：「とても暮らしやすいまちだと思う」＋「暮らしやすいまちだと思う」

なお、四捨五入の関係で一部、合算値と個々の回答割合の単純な足し上げ値に不一致が生じている

## ②現在の暮らし方

現在の暮らし方については、家族と暮らしている方が67.9%、一人で暮らしている方が12.6%となっています。

前回調査と比較すると、グループホームで暮らしている方の割合が半減し、一人暮らし又は家族と暮らしている方の割合が微増しています。

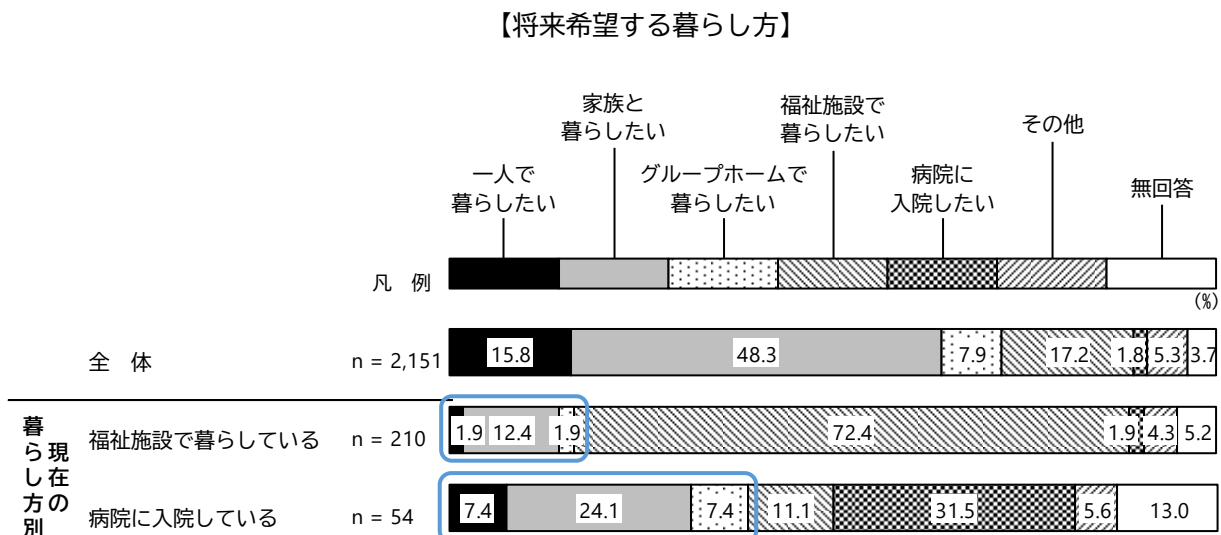


※前回調査：令和元年度に実施した同調査（以降のページも同様）

## ③将来希望する暮らし方

将来希望する暮らし方については、一人暮らしを希望する方が15.8%、家族と暮らしたい方が48.3%となっています。グループホームを希望する方を含めると、7割以上が地域での生活を望んでいます。

現在の暮らし方別（一部抜粋）にみると、病院に入院している方の約4割が地域への移行（一人暮らし又は家族との同居等）を希望していることがうかがえます。一方、福祉施設で暮らしている方は、地域への移行を希望する割合が1割台半ばにとどまっています。



## ④地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援については、「自分のことを理解し、継続的にかかわってくれる人の確保」が40.2%と最も高く、次いで「困ったときに気軽に相談できる体制の整備」が27.3%となっています。特に発達障がいの方では、「自分のことを理解し、継続的にかかわってくれる人の確保」が60.3%と、他の障がい種別に比べ高くなっています。

このほか、いくつかの項目において障がい種別によって回答割合に差が生じており、障がいの特性によって異なる支援が求められていることがうかがえます。

【地域で生活するために必要な支援】

|                       |          | (%)   |                                                    |                                                           |                                                 |                                                              |                                                         |                                                                |                                            |                                                                                                                |                                                   |                                                              |
|-----------------------|----------|-------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
|                       |          | n     | 人自<br>の続<br>保的<br>にこ<br>かを<br>わ理<br>つ解<br>てく<br>れる | で困<br>きた<br>な地<br>域に<br>おい<br>て、<br>整<br>気<br>に<br>相<br>談 | サ日<br>ー中<br>ビ活<br>ス動<br>の系<br>の障<br>害<br>福<br>祉 | 行2<br>え4<br>る時<br>体間<br>制ケ<br>のア<br>整（<br>備見<br>守<br>り）<br>が | の訪<br>充問<br>実系の<br>障<br>害<br>福<br>祉<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス | グ医<br>ル療<br>ー的<br>プケ<br>ア<br>ーホ<br>ーム<br>に<br>対<br>応<br>し<br>た | 集同<br>まじ<br>れ障<br>るが<br>いの<br>ある<br>人<br>が | （一<br>般証<br>住<br>宅<br>へ<br>の<br>入<br>居<br>の<br>支<br>援<br>）<br>（保<br>証<br>人<br>の<br>確<br>保<br>等<br>を<br>含<br>む） | 拡緊<br>充急<br>一時<br>宿<br>泊<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>の | 増こ<br>加宅<br>がで<br>き医<br>療<br>的<br>ケ<br>ア<br>を<br>受<br>け<br>る |
| 全 体                   |          | 2,151 | 40.2                                               | 27.3                                                      | 18.5                                            | 16.4                                                         | 14.6                                                    | 13.9                                                           | 13.3                                       | 12.7                                                                                                           | 11.8                                              | 11.6                                                         |
| 障<br>が<br>い<br>種<br>別 | 身体障がい    | 1,082 | 33.7                                               | 24.7                                                      | 12.4                                            | 17.3                                                         | 19.8                                                    | 17.0                                                           | 11.5                                       | 11.2                                                                                                           | 12.6                                              | 17.3                                                         |
|                       | 知的障がい    | 692   | 42.6                                               | 18.6                                                      | 29.2                                            | 21.5                                                         | 13.3                                                    | 16.6                                                           | 13.3                                       | 8.7                                                                                                            | 17.3                                              | 4.2                                                          |
|                       | 精神障がい    | 419   | 48.9                                               | 30.5                                                      | 24.3                                            | 11.9                                                         | 9.8                                                     | 10.3                                                           | 16.9                                       | 21.2                                                                                                           | 6.9                                               | 6.2                                                          |
|                       | 難病（特定疾患） | 285   | 33.3                                               | 25.6                                                      | 10.2                                            | 17.2                                                         | 15.8                                                    | 18.6                                                           | 8.8                                        | 13.0                                                                                                           | 13.3                                              | 21.4                                                         |
|                       | 高次脳機能障がい | 38    | 44.7                                               | 28.9                                                      | 18.4                                            | 15.8                                                         | 10.5                                                    | 26.3                                                           | 13.2                                       | 10.5                                                                                                           | 21.1                                              | 18.4                                                         |
|                       | 発達障がい    | 390   | 60.3                                               | 33.8                                                      | 32.1                                            | 12.3                                                         | 9.2                                                     | 6.2                                                            | 22.1                                       | 13.6                                                                                                           | 13.3                                              | 1.8                                                          |

※全体の回答数上位10項目を抜粋して掲載

## (2) 日中活動や就労について

### ①外出する時に困ること

外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない、またはない」「困った時にどうすればいいのか心配」との回答が多くなっています。

いわき市を暮らしやすいまちだと思わない人は特に、「公共交通機関が少ない、またはない」と感じる割合が高くなっており、暮らしやすいまちだと思う人に比べ、外出時の交通手段の少なさ（無さ）に大きな不便を感じていることがうかがえます。

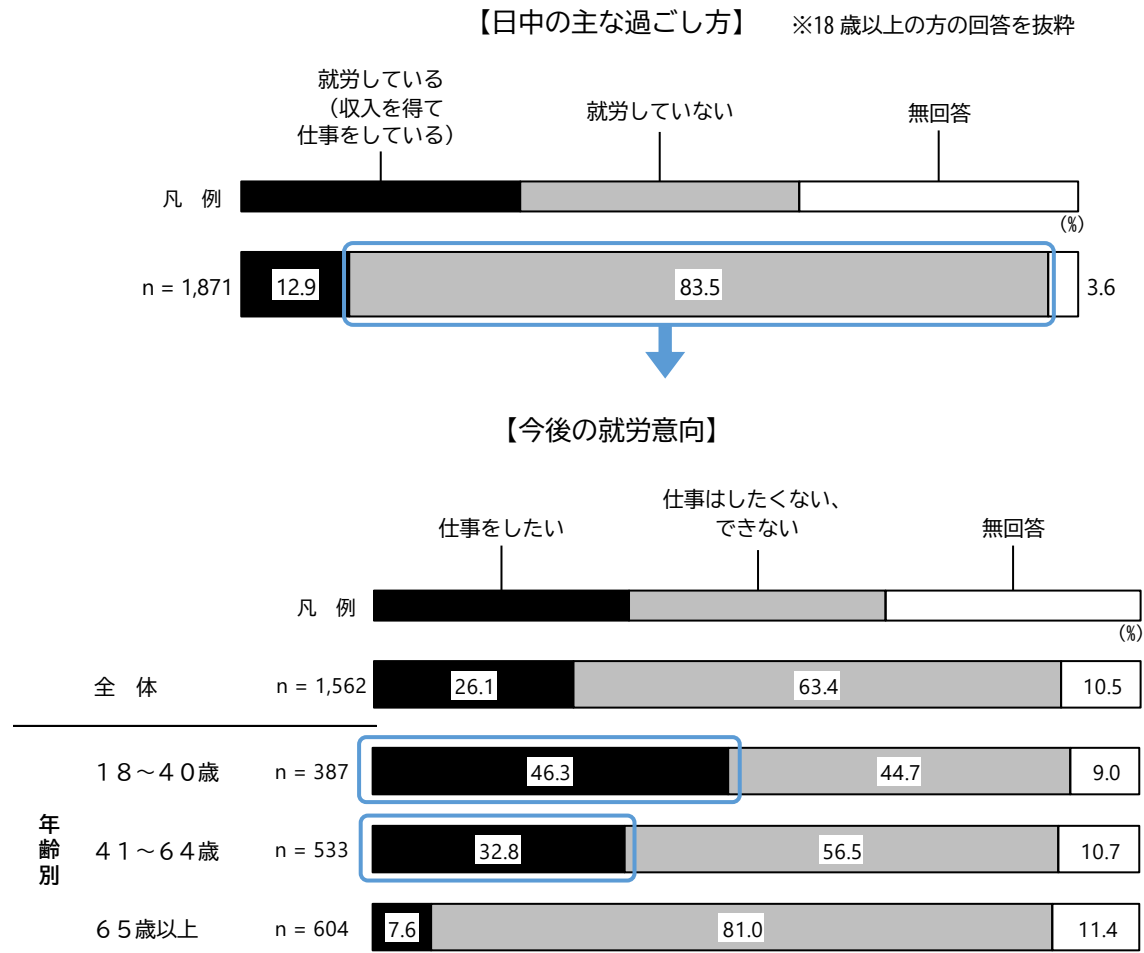
【外出する時に困ること】

|           |                | n     | 公共交通機関が少ない、またはない | 困った時にどうすればいいのか心配 | 外出にお金がかかる | 道路や駅に階段や段差が多い | 介助者・外出支援サービスなどが確保できない | 周囲の目が気になる | 外出先の建物の設備が不便（エレベーターなど） | 列車やバスの乗り降りが困難 | 発作など突然の身体の変化 | 切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい |
|-----------|----------------|-------|------------------|------------------|-----------|---------------|-----------------------|-----------|------------------------|---------------|--------------|---------------------|
| 全 体       |                | 2,151 | 30.1             | 27.1             | 20.2      | 17.4          | 14.8                  | 13.4      | 13.1                   | 12.9          | 11.5         | 7.4                 |
| 市の暮らしやすさ別 | 暮らしやすいまちだと思う   | 968   | 22.9             | 24.8             | 16.8      | 16.8          | 11.1                  | 11.9      | 12.2                   | 13.1          | 10.8         | 7.0                 |
|           | 暮らしやすいまちだと思わない | 1,042 | 38.6             | 31.3             | 23.7      | 19.4          | 19.2                  | 16.1      | 15.0                   | 13.5          | 13.0         | 8.0                 |

※全体の回答数上位 10 項目を抜粋して掲載

②就労状況および今後の就労意向

18歳以上の方のうち、日中に就労している（収入を得て仕事をしている）方は12.9%となっています。就労していない方（福祉施設、作業所等に通っている方も含む）の今後の就労意向について、「仕事をしたい」との回答は年齢が低いほど高く、18～40歳では5割弱、41～64歳でも3割強が就労を希望しています。



## ③障がいのある方の就労支援

障がいのある方の就労支援としては、「職場における障がい者理解」「通勤手段の確保」「給料の充実」などの環境改善や待遇に関するニーズが高く、特に障がい者理解や給料の充実等の待遇面に関しては、就労をしている人でより高くなっています。

また、障がい種別にみると、精神障がいでは「給料の充実」、発達障がいでは「職場における障がい者理解」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「給料の充実」等に対するニーズが高くなっています。

【障がいのある方の就労支援として必要だと思うこと】 ※15歳以上の方のみ回答

|       |          |       |              |         |       |                |                      |                   |                    |                     |         |               |     | (%) |
|-------|----------|-------|--------------|---------|-------|----------------|----------------------|-------------------|--------------------|---------------------|---------|---------------|-----|-----|
|       |          | n     | 職場における障がい者理解 | 通勤手段の確保 | 給料の充実 | 短時間勤務や勤務日数等の配慮 | 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 | 職場で介助や援助等が受けられること | 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮 | 仕事についての職場外での相談対応、支援 | 在宅勤務の拡充 | 企業ニーズに合った就労訓練 | その他 |     |
| 全 体   |          | 1,914 | 40.1         | 28.2    | 23.8  | 19.7           | 14.8                 | 13.8              | 10.2               | 9.2                 | 7.8     | 7.4           | 1.8 |     |
| 障がい種別 | 身体障がい    | 1,051 | 34.1         | 26.1    | 20.2  | 15.9           | 9.5                  | 12.6              | 13.3               | 7.2                 | 8.0     | 7.4           | 2.2 |     |
|       | 知的障がい    | 615   | 42.0         | 29.9    | 24.1  | 15.8           | 15.4                 | 22.4              | 6.8                | 8.8                 | 2.4     | 5.9           | 1.3 |     |
|       | 精神障がい    | 412   | 46.8         | 28.6    | 33.3  | 26.9           | 19.4                 | 9.0               | 4.1                | 14.6                | 10.4    | 9.0           | 2.4 |     |
|       | 難病（特定疾患） | 277   | 36.8         | 28.2    | 23.1  | 27.1           | 11.2                 | 12.6              | 14.8               | 5.4                 | 14.8    | 5.8           | 2.5 |     |
|       | 高次脳機能障がい | 37    | 48.6         | 29.7    | 18.9  | 21.6           | 13.5                 | 16.2              | 16.2               | 5.4                 | 2.7     | 13.5          | -   |     |
|       | 発達障がい    | 209   | 56.0         | 35.4    | 32.5  | 26.3           | 34.4                 | 18.2              | 3.3                | 14.8                | 6.7     | 8.6           | 2.4 |     |
| 有就労別の | 就労している   | 242   | 53.7         | 24.8    | 39.7  | 23.1           | 18.2                 | 8.3               | 9.9                | 13.6                | 12.0    | 8.3           | 0.8 |     |
|       | 就労していない  | 1,562 | 38.2         | 28.7    | 21.6  | 19.7           | 14.1                 | 14.7              | 10.6               | 9.0                 | 7.1     | 7.2           | 2.0 |     |

※「特にない」「分からない」「無回答」を除いて掲載

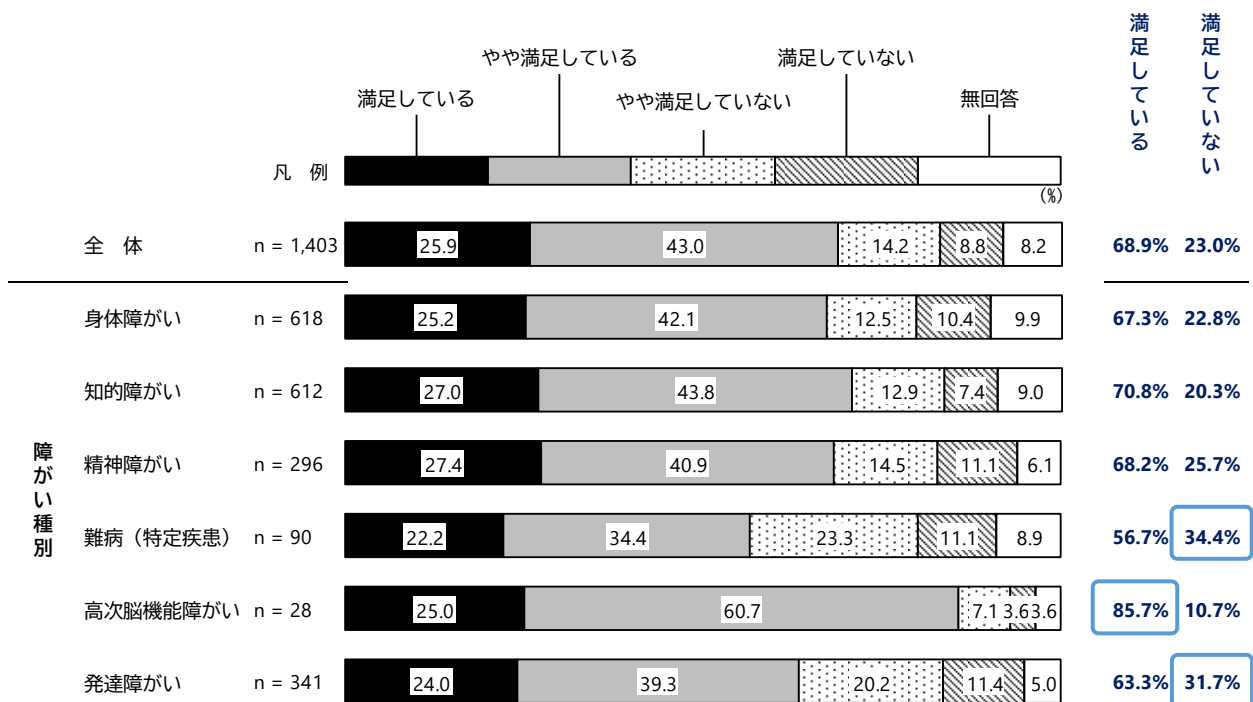
### （３）障害福祉サービス等の利用について

#### ①障害福祉サービス等全般の満足度

障害福祉サービス等全般に《満足している》割合は68.9%と、《満足していない》(23.0%)に比べ高くなっています。

障がい種別にみると、高次脳機能障がいの方で《満足している》が8割台半ばを占める一方、難病・発達障がいの方では《満足していない》が3割超と、サービスへの満足度が他の障がい種別に比べ低くなっています。

【障害福祉サービス等全般の満足度】



## ②障害福祉サービス等利用時の困りごと

サービス利用時の困りごとについては、「どこの事業者を選べばよいかわからない」「サービスの具体的内容や利用方法などがわからなかった」「費用の自己負担が大きい」「利用したいサービスが利用できなかった」などが多く挙げられており、障害福祉サービスの満足度が低い人ほど、これらの項目への回答が多くなっています。

【障害福祉サービス等利用時の困りごと】

(%)

|      | n       | どこの事業者を選べばよい | 利用方法などの具体的な内容や | 費用の自己負担が大きい | 利用できないサービスが | サービス量（時間、回数）が不十分 | 契約の方法がわからなかった（わかりにくかった） | 種類または程度が障がい | 利用してトラブルがあった | その他  | 特に困ったことはない | 無回答  |
|------|---------|--------------|----------------|-------------|-------------|------------------|-------------------------|-------------|--------------|------|------------|------|
| 全 体  | 1,403   | 14.8         | 9.8            | 7.5         | 5.6         | 5.1              | 4.1                     | 3.9         | 3.1          | 6.3  | 48.0       | 14.3 |
| 満足度別 | 満足している  | 966          | 12.2           | 8.2         | 6.3         | 4.0              | 3.8                     | 2.9         | 2.0          | 4.5  | 59.0       | 9.9  |
|      | 満足していない | 322          | 26.7           | 17.4        | 12.4        | 12.1             | 9.9                     | 6.2         | 7.8          | 12.4 | 23.9       | 9.0  |

## （４）療育・保育、学校教育について

### ①療育や保育、学校教育についての困りごと

療育や保育、学校教育についての困りごとについては、「本人にとって望ましい進路が確保できるかどうか不安がある」が62.3%と最も高く、次いで「療育や教育、サービスなどの情報が得にくい」が38.1%となっており、いわき市を暮らしやすいまちだと思わない人ほど、これらの項目への回答が多くなっています。

【療育や保育、学校教育についての困りごと】 ※18歳未満の方のみ回答 (%)

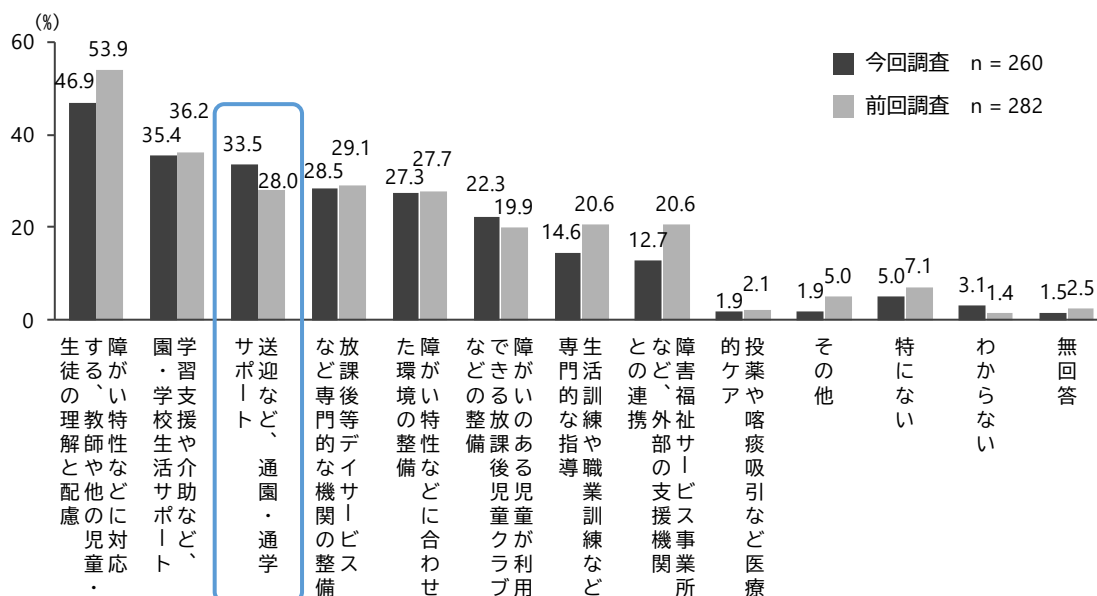
|                    | n   | う進本<br>か本人<br>不安にと<br>確保つて<br>がある望<br>ましかど<br>い | 療育や<br>教育、サ<br>ービスに<br>く | う友<br>ま達<br>くとの<br>関係づ<br>くりが | 機<br>療育・<br>会が少<br>訓練を<br>受ける | な送<br>迎のや<br>負担が<br>大きい | に教<br>不安の<br>指導や<br>支援な<br>ど | ム指<br>導内容<br>やカリ<br>キュラ | そ<br>他 | な特<br>に困<br>っている<br>ことは | 無<br>回<br>答 |
|--------------------|-----|-------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------|--------|-------------------------|-------------|
| 全 体                | 260 | 62.3                                            | 38.1                     | 25.8                          | 25.8                          | 24.6                    | 21.5                         | 3.8                     | 5.0    | 17.7                    | 0.8         |
| や市の<br>やすら<br>しさ別  |     |                                                 |                          |                               |                               |                         |                              |                         |        |                         |             |
| 暮らしやすいまちだと思<br>う   | 96  | 49.0                                            | 24.0                     | 22.9                          | 18.8                          | 16.7                    | 16.7                         | 4.2                     | 4.2    | 28.1                    | 1.0         |
| 暮らしやすいまちだと思<br>わない | 159 | 71.7                                            | 45.9                     | 28.3                          | 29.6                          | 30.2                    | 24.5                         | 3.8                     | 5.7    | 10.7                    | 0.6         |

### ②通園・通学で希望する支援

通園・通学で希望する支援については、「障がい特性などに対応する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が46.9%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「送迎など、通園・通学サポート」がやや上昇しており、ニーズが高まっていることがうかがえます。

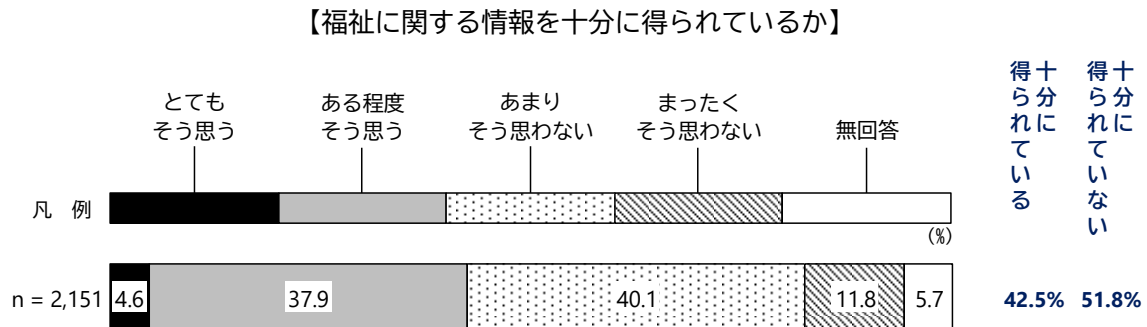
【通園・通学で希望する支援】 ※18歳未満の方のみ回答



## (5) 情報の入手について

### ①福祉に関する情報を十分に得られているか

福祉に関する情報を十分に得られているかについては、《十分に得られていない》が51.8%と過半数を占めています。



※十分に得られている：「とてもそう思う」＋「ある程度そう思う」

十分に得られていない：「あまりそう思わない」＋「まったくそう思わない」

なお、四捨五入の関係で一部、合算値と個々の回答割合の単純な足し上げ値に不一致が生じている

### ②今後充実してほしい情報

今後充実してほしい情報については、「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」「困ったときの相談機関・場所の情報」がともに約5割とニーズが高くなっており、福祉に関する情報を十分に得られていないと思う人ほど、これらの項目への回答が多くなっています。

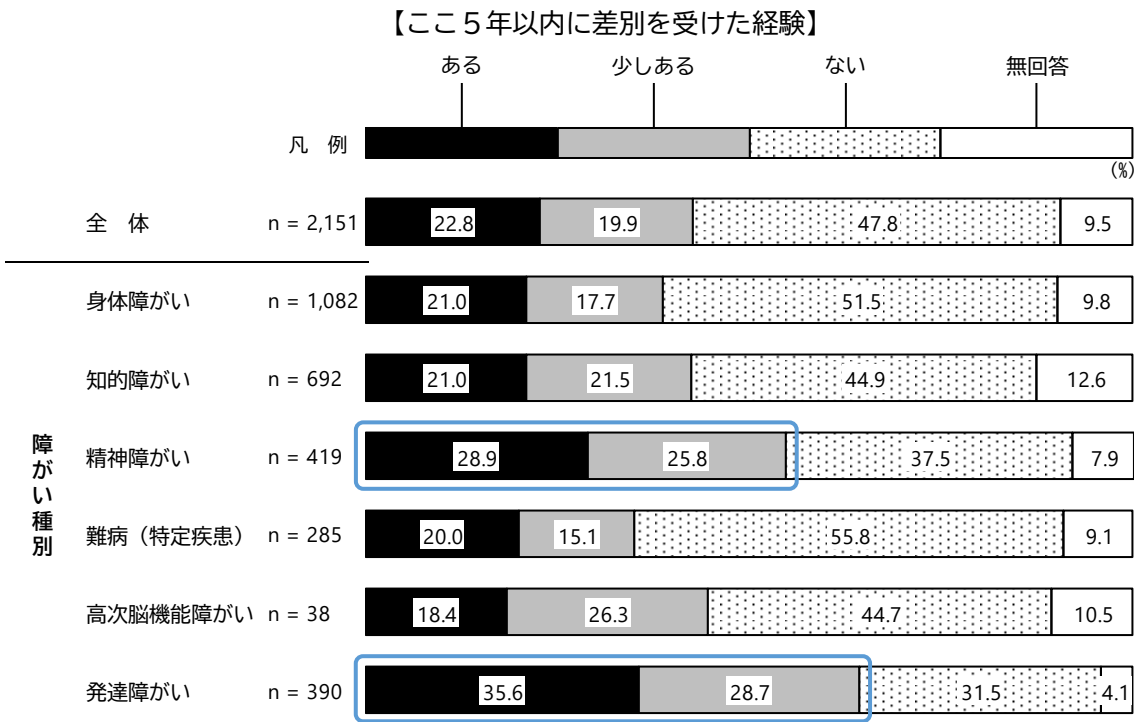
【今後充実してほしい情報】

|                            |            | n     | 情報や福祉サービスの具体的内容 | 困ったときの相談機関・場所の情報 | 災害時の対応についての情報 | 社会情勢や福祉制度の変化に関する情報 | 医療機関に関する情報 | 就職に関する情報 | その他 | 特にない | 無回答 |
|----------------------------|------------|-------|-----------------|------------------|---------------|--------------------|------------|----------|-----|------|-----|
| 全 体                        |            | 2,151 | 48.5            | 48.3             | 29.8          | 26.4               | 25.3       | 15.9     | 1.7 | 13.4 | 6.4 |
| 入<br>情<br>手<br>報<br>別<br>の | 十分に得られている  | 914   | 41.4            | 42.3             | 29.8          | 25.6               | 21.6       | 12.9     | 0.9 | 18.3 | 2.2 |
|                            | 十分に得られていない | 1,115 | 58.9            | 57.5             | 32.2          | 29.4               | 30.2       | 20.0     | 2.1 | 10.3 | 2.4 |

(6) 権利擁護について

①ここ5年以内に差別を受けた経験

「ある」(22.8%)と「少しある」(19.9%)とあわせると、全体の4割強の人がここ5年以内に差別を受けた経験があると回答しています。障がい種別にみると、精神障がいや発達障がいの方でその傾向が強く、外見からわかりづらい障がいほど差別を受けた経験が多いことがわかります。



②差別解消に向けて取り組んでほしいこと

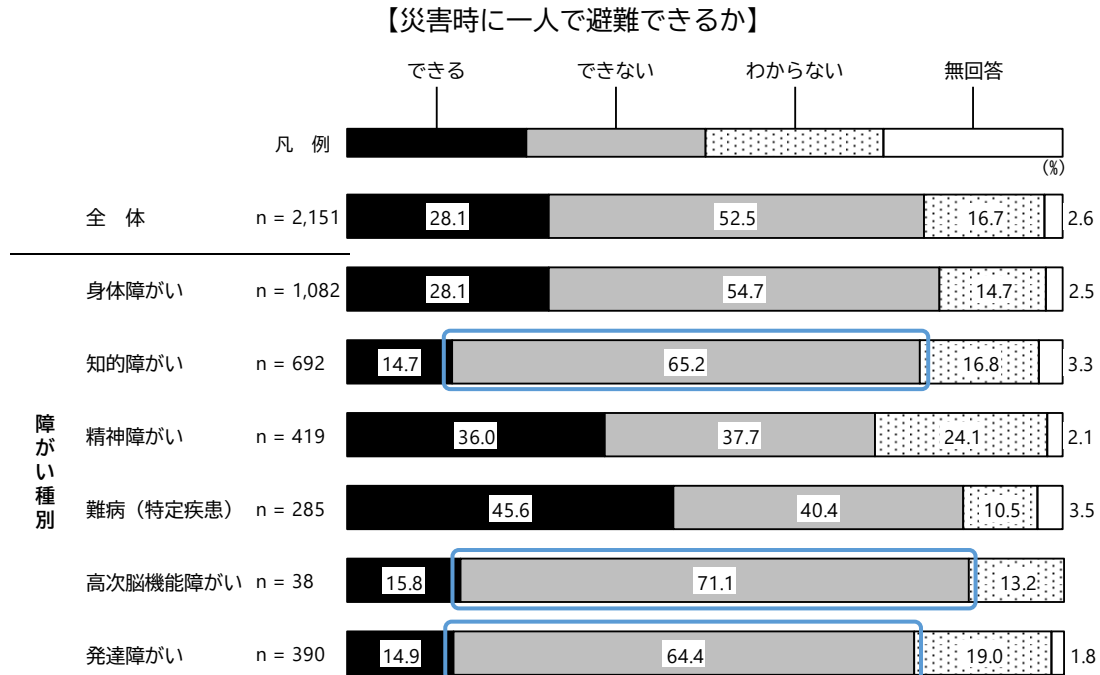
差別解消に向けての取り組みとしては、「障がいへの理解を深めるためパンフレット等で周知・啓発をする」が 37.7%と高くなっています。また、発達障がいでは 55.6%と教育環境への取り組みが強く求められています。

| 【差別解消に向けて取り組んでほしいこと】 |          |       |               |                |                |               |                  |               |      |     | (%) |
|----------------------|----------|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|------------------|---------------|------|-----|-----|
|                      |          | n     | 障害者の権利確保を促進する | 障害者の生活環境の改善を図る | 障害者の就業機会の拡大を図る | 障害者の社会参加を促進する | 障害者の文化芸術活動の推進を図る | 障害者の権利擁護を推進する | その他  | 無回答 |     |
| 全 体                  |          | 2,151 | 37.7          | 32.5           | 18.9           | 14.0          | 11.9             | 9.2           | 15.6 |     |     |
| 障がい種別                | 身体障がい    | 1,082 | 37.0          | 25.8           | 17.2           | 12.6          | 13.2             | 9.9           | 19.5 |     |     |
|                      | 知的障がい    | 692   | 33.1          | 37.7           | 24.3           | 18.1          | 10.1             | 7.1           | 14.9 |     |     |
|                      | 精神障がい    | 419   | 37.9          | 20.0           | 19.6           | 19.3          | 16.2             | 12.4          | 16.2 |     |     |
|                      | 難病（特定疾患） | 285   | 45.6          | 32.3           | 11.6           | 8.1           | 11.9             | 11.2          | 14.4 |     |     |
|                      | 高次脳機能障がい | 38    | 47.4          | 34.2           | 13.2           | 13.2          | 10.5             | 2.6           | 15.8 |     |     |
|                      | 発達障がい    | 390   | 38.2          | 55.6           | 21.8           | 15.1          | 10.3             | 8.2           | 6.2  |     |     |

## (7) 災害時の避難等について

## ①災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかどうかについては、全体の過半数の人が、「できない」と回答しています。障がい種別では、知的障がい・高次脳機能障がい・発達障がいの方でその傾向が強く、約6～7割を占めています。



上記の全体結果について、近所に助けてくれる人がいるかどうかの回答結果と掛け合わせて整理したのが、下記の表になります。これを見ると、全体の47.3%もの人が、「自力避難もできず、かつ近所に助けてくれる人がいない可能性」があることがわかります。

【災害時に一人で避難できるか×助けてくれる人の有無】

(%)

| n=2,151<br>表内の数値は、<br>n=2,151に対する<br>各セルの該当者の割合 |       | 近所に助けてくれる人がいるか |        |             |                       |             |
|-------------------------------------------------|-------|----------------|--------|-------------|-----------------------|-------------|
|                                                 |       | 全<br>体         | い<br>る | い<br>な<br>い | わ<br>か<br>ら<br>な<br>い | 無<br>回<br>答 |
| 避<br>難<br>の<br>可<br>否                           | 全体    | 100.0          | 23.2   | 42.6        | 29.8                  | 4.3         |
|                                                 | できる   | 28.1           | 10.2   | 9.9         | 7.8                   | 0.3         |
|                                                 | できない  | 52.5           | 10.6   | 27.3        | 12.8                  | 1.7         |
|                                                 | わからない | 16.7           | 2.2    | 5.3         | 9.1                   | 0.1         |
|                                                 | 無回答   | 2.6            | 0.2    | 0.2         | 0.1                   | 2.2         |

自力避難できる、または助けてくれる人がいる：41.2%

自力避難できないし、助けてくれる人がいない可能性：47.3%

自力避難・助けてくれる人の有無が不明：11.5%

## ②災害時の困りごと

災害時の困りごとについては、「避難場所の設備や生活環境」「投薬や治療が受けられない」「迅速に避難できない」ことなどへの不安が多く挙げられています。障がい種別にみると、精神障がい・難病の方では「投薬や治療が受けられない」が、知的障がい・発達障がいの方では「周囲とコミュニケーションがとれない」「救助を求めることができない」が高いなど、障がいの特性によって災害時の不安が異なっていることがわかります。

【災害時の困りごと】

(%)

|                       |          | n     | 避難場所の設備<br>(トイレ等)や<br>生活環境が不安 | 投薬や治療が受け<br>られない | 避難所など安全な<br>ところまで、迅速<br>に避難することが<br>できない | 周囲とコミュニ<br>ケーションがとれ<br>ない | 救助を求めること<br>ができない | 被害状況、避難場<br>所などの情報が<br>入手できない | 補装具や日常生活<br>用具の入手や使用<br>が困難になる | その他 | 特にな<br>い | 無回<br>答 |
|-----------------------|----------|-------|-------------------------------|------------------|------------------------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----|----------|---------|
| 全 体                   |          | 2,151 | 44.1                          | 39.4             | 38.0                                     | 23.5                      | 23.3              | 14.4                          | 9.9                            | 3.9 | 10.2     | 4.4     |
| 障<br>が<br>い<br>種<br>別 | 身体障がい    | 1,082 | 48.0                          | 42.5             | 43.1                                     | 14.0                      | 19.3              | 13.5                          | 14.2                           | 4.2 | 9.9      | 4.4     |
|                       | 知的障がい    | 692   | 39.0                          | 29.9             | 38.2                                     | 35.3                      | 36.3              | 16.5                          | 7.1                            | 4.2 | 9.7      | 5.2     |
|                       | 精神障がい    | 419   | 41.5                          | 56.6             | 28.2                                     | 26.7                      | 16.9              | 14.8                          | 10.0                           | 4.8 | 7.9      | 4.3     |
|                       | 難病（特定疾患） | 285   | 48.8                          | 60.0             | 31.6                                     | 5.3                       | 13.3              | 9.1                           | 13.7                           | 3.5 | 10.2     | 4.9     |
|                       | 高次脳機能障がい | 38    | 68.4                          | 34.2             | 52.6                                     | 13.2                      | 15.8              | 10.5                          | 13.2                           | 5.3 | 10.5     | 2.6     |
|                       | 発達障がい    | 390   | 40.8                          | 21.3             | 40.5                                     | 49.7                      | 36.7              | 13.8                          | 6.4                            | 4.9 | 7.9      | 1.8     |

## (8) 障がい福祉分野の各施策の評価について

障がい福祉分野の各施策について、「現在の満足度」及び「今後の重要度」のそれぞれに得点を付与し分析を行ったところ、下記のような結果となりました。

【満足度・重要度得点表】

| 施策    |                                  | 現在の満足度 |           | 今後の重要度 |           |
|-------|----------------------------------|--------|-----------|--------|-----------|
|       |                                  | 満足度    | 満足度<br>順位 | 重要度    | 重要度<br>順位 |
| 全施策平均 |                                  | -0.32  | —         | 1.16   | —         |
| 啓発・広報 | 障がい者や障がい特性に対する市民の理解促進            | -0.49  | 21        | 1.16   | 14        |
|       | 必要な情報に円滑にアクセスできる情報提供体制の充実        | -0.49  | 21        | 1.16   | 14        |
|       | 障がい理解のための教育やボランティア活動の推進          | -0.38  | 18        | 1.05   | 21        |
|       | 障害福祉サービス等や権利等に関する情報提供            | -0.38  | 18        | 1.15   | 16        |
| 生活支援  | 障がい特性や障がい者自身の意思等に応じた相談・生活支援体制の整備 | -0.33  | 11        | 1.27   | 2         |
|       | 地域生活への移行や自立生活を支えるための支援の充実        | -0.36  | 15        | 1.19   | 9         |
|       | 障害福祉サービス等やコミュニケーション支援の充実         | -0.26  | 4         | 1.10   | 19        |
|       | 障がい者スポーツや文化活動等の充実                | -0.18  | 1         | 0.62   | 22        |
| 保健・医療 | 障がいの早期発見・早期療育体制の充実               | -0.27  | 5         | 1.18   | 12        |
|       | 障がいの原因となる疾病の予防と医療・保健体制の充実        | -0.28  | 7         | 1.23   | 6         |
|       | 精神障がいに対する取り組みの推進                 | -0.35  | 14        | 1.09   | 20        |
|       | 難病の方に対する相談・支援体制の充実               | -0.30  | 9         | 1.19   | 9         |
| 生活環境  | 住宅や建築物等のバリアフリー化の推進               | -0.29  | 8         | 1.20   | 8         |
|       | 住まいの確保に向けた支援やグループホーム等の整備         | -0.36  | 15        | 1.18   | 12        |
|       | 施設等における防災・防犯体制の確保や感染防止対策の推進      | -0.18  | 1         | 1.19   | 9         |
|       | 防災・防犯の推進や災害発生時における支援             | -0.34  | 13        | 1.24   | 5         |
| 教育・育成 | 学校卒業後までの一貫した療育支援体制の充実            | -0.22  | 3         | 1.14   | 17        |
|       | 障がい児保育・教育の充実のための人材育成             | -0.37  | 17        | 1.22   | 7         |
|       | 障がい児教育や生涯学習活動の推進                 | -0.27  | 5         | 1.12   | 18        |
|       | 学校卒業後の社会的・職業的自立の支援               | -0.33  | 11        | 1.25   | 3         |
| 雇用・就業 | 就労に向けた支援体制の充実                    | -0.31  | 10        | 1.25   | 3         |
|       | 多様な就労の場の確保や継続就労のための支援            | -0.38  | 18        | 1.28   | 1         |

### 満足度・重要度の算出方法

「現在の満足度」及び「今後の重要度」について、それぞれ5段階で評価を聴取し、その回答結果に下表の通り点数を付与することで、加重平均にて得点を算出した。得点は-2点～+2点の間に分布し、0点が中間点、2点に近いほど評価が良い（満足度および重要度が高い）ことを表す。

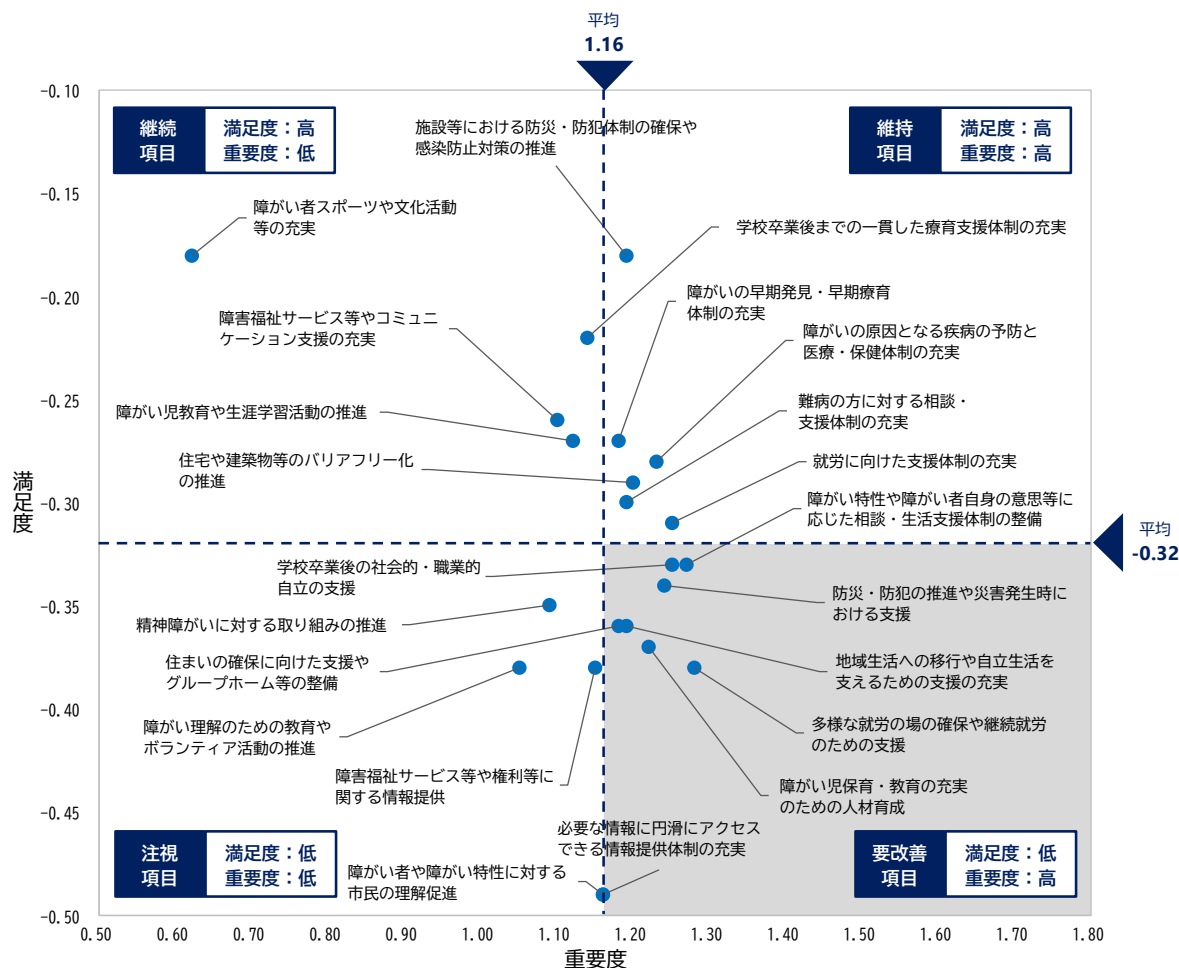
| 配点  |     | 2点 | 1点   | -1点      | -2点   | 0点    |
|-----|-----|----|------|----------|-------|-------|
| 選択肢 | 満足度 | 満足 | やや満足 | やや不満     | 不満    | わからない |
|     | 重要度 | 重要 | やや重要 | あまり重要でない | 重要でない | わからない |

|     |                                                                                                                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 算出式 | $\frac{(\text{「満足」} \times 2 \text{点}) + (\text{「やや満足」} \times 1 \text{点}) + (\text{「やや不満」} \times -1 \text{点}) + (\text{「不満」} \times -2 \text{点})}{\text{調査数} - \text{無回答者数}} = \text{満足度}$ |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※重要度についても同様の算出式

前述の「満足度」「重要度」をもとに、各施策における項目間の相対的な位置づけを以下のとおり整理しました。その結果、「満足度」が低く「重要度」が高い要改善項目には主に生活支援分野や生活環境分野、教育・育成分野が、「満足度」「重要度」がともに高い維持項目には、主に保健・医療分野や生活環境分野の施策が該当しており、これらの施策の充実化が求められています。

【満足度・重要度散布図】



※「満足度」「重要度」の関係を表す領域線は、それぞれの平均値  
※得点の高い／低い、あくまで平均値と比較して相対的に高い／低いということを示したもの

<要改善項目：優先的な対応の必要性がある施策（重要度が高いが満足度が低い項目）>

- ・障がい特性や障がい者自身の意思等に  
応じた相談・生活支援体制の整備【生活支援】
- ・地域生活への移行や自立生活を  
支えるための支援の充実【生活支援】
- ・住まいの確保に向けた支援や  
グループホーム等の整備【生活環境】
- ・防災・防犯の推進や災害発生時  
における支援【生活環境】
- ・障がい児保育・教育の充実の  
ための人材育成【教育・育成】
- ・学校卒業後の社会的・職業的  
自立の支援【教育・育成】
- ・多様な就労の場の確保や継続  
就労のための支援【雇用・就業】

<維持項目：重点的な対応の維持が必要な施策（重要度・満足度がともに高い項目）>

- ・障がいの早期発見・早期療育  
体制の充実【保健・医療】
- ・障がいの原因となる疾病の  
予防と医療・保健体制の充実【保健・医療】
- ・難病の方に対する相談・支援  
体制の充実【保健・医療】
- ・住宅や建築物等のバリアフリー  
化の推進【生活環境】
- ・施設等における防災・防犯体制  
の確保や感染防止対策の推進【生活環境】

### 3 障がい者（児）関連法人・施設実態調査結果

#### （１）アンケート調査結果

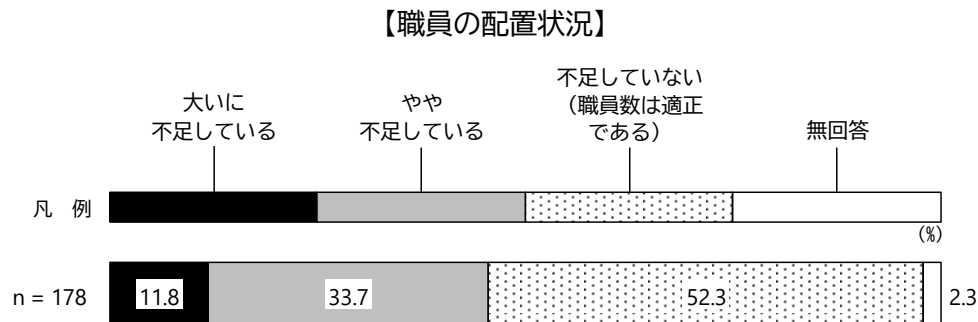
##### ①事業運営上の問題・課題

事業所における職員の配置状況については、「大いに不足している」が11.8%で、「やや不足している」(33.7%)とあわせると、4割超の事業所で職員不足の状況がみられます。

事業運営活動上の問題や課題については、「介護人材の不足」「人材の育成」といった問題に直面している事業所が約3～4割となっています。

これらの具体的な問題・課題について記述してもらったところ、求人に対する応募者が少ないことや人材育成にまで手が回らないことなどが挙げられています。

職員が大いに不足している事業所では、「介護人材の不足」はもちろんのこと、「報酬体系・報酬額の低さ」や「職員の定着」が比較的多く回答されています。



**【事業運営上の問題・課題】**

(%)

|                                 | n         | 介護人材の不足 | 人材の育成 | 利用希望に対する調整 | 低報酬体系・報酬額の低さ | 職員の定着 | 経営資金（施設整備費）の確保など（含む） | 職員への研修 | サービスの質の向上 | の医療的ケアの必要な方 | 他事業所との連携 |
|---------------------------------|-----------|---------|-------|------------|--------------|-------|----------------------|--------|-----------|-------------|----------|
| 全 体                             | 178       | 38.8    | 32.6  | 28.1       | 27.5         | 17.4  | 15.7                 | 12.9   | 11.8      | 6.7         | 6.7      |
| 職<br>状<br>員<br>の<br>別<br>配<br>置 | 大いに不足している | 90.5    | 28.6  | 28.6       | 47.6         | 33.3  | 9.5                  | 4.8    | 9.5       | 19.1        | -        |
|                                 | やや不足している  | 50.0    | 21.7  | 33.3       | 23.3         | 18.3  | 18.3                 | 11.7   | 11.7      | 6.7         | 6.7      |
|                                 | 不足していない   | 19.4    | 41.9  | 23.7       | 24.7         | 14.0  | 15.1                 | 16.1   | 12.9      | 4.3         | 8.6      |

※全体の回答数上位10項目を抜粋して掲載

#### 【具体的な問題・課題（記述）】

##### <介護人材の不足>

- ・求人広告に何度掲載しても応募がない。求人広告に高いお金がかかる
- ・男性職員が少なく、同性介護が難しい。専門職がなかなか集まらない

##### <人材の育成>

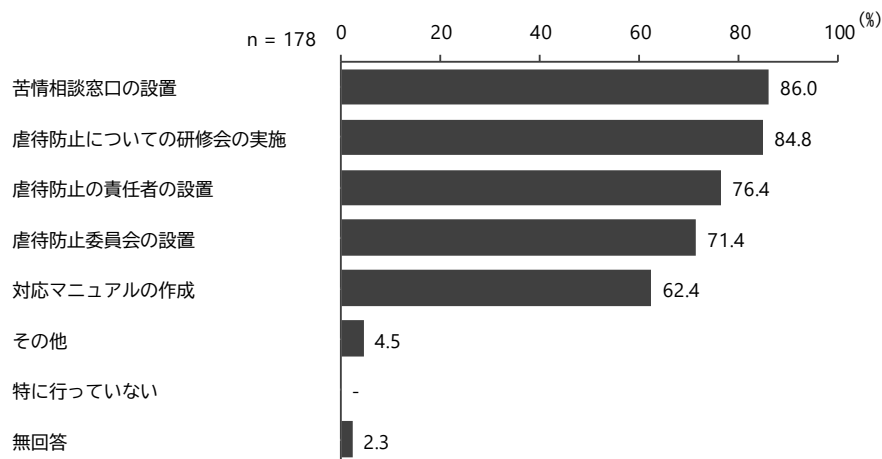
- ・人材不足の中で育成まで手が回らない状況にあり、悪循環になっている
- ・療育を一定の水準で行うための指導がなかなか難しい（年齢、経験が異なる）

など

## ②障害者虐待防止についての取り組み

障害者虐待防止の取り組みとして、「苦情相談窓口の設置」が最も多く、8割台半ばの事業者で設置が行われています。一方、「虐待防止についての研修会の実施」「虐待防止の責任者の設置」「虐待防止委員会の設置」は令和4年度より義務化されていますが、依然として未実施の事業者がみられます。

【障害者虐待防止についての取り組み】

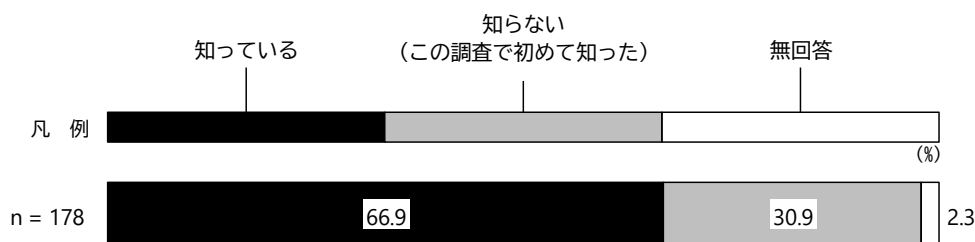


## ③「合理的配慮」の取組

障害者差別解消法の改正により民間事業者の「合理的配慮」の提供が法的義務となることについて、6割台半ばが「知っている」と回答している一方、「知らない」が約3割となっています。

合理的配慮の具体的な実施状況について記述してもらったところ、写真やイラストを使った視覚的な情報伝達・意思疎通支援、施設環境の配慮、コミュニケーション手段の配慮などが多く挙げられています。

【民間事業者の「合理的配慮」の提供が法的義務となることの認知】



【具体的に実施している合理的配慮の提供（記述）】

### <写真やイラストを使った視覚的な情報伝達・意思疎通支援>

- ・学習指導では、文意をイメージしやすいように、イラストや図解をして説明を行っている
- ・送迎の際、座席表を提示し、自分の座る場所を確認できるようにする

### <施設環境の配慮（仕切りスペースの確保、防音保護具等の提供等）>

- ・集中できない時、落ち着かない時には、別室で個別の課題に取り組めるようにする
- ・気になる物や人をみえない様にする移動式パーテーション

### <コミュニケーション手段の配慮（筆談、読み上げ、ルビ振り等）>

- ・会話時、タブレット、筆談、身振りなど、様々な手段で意思を伝えられるようにしています
- ・代わりに書いて問題ない書類について、ご本人と話を十分にし、確認して、代わりに書く事を実施した

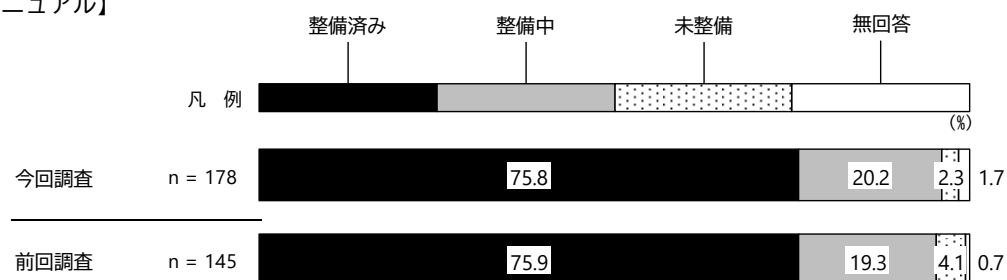
など

## ④施設の防災対策

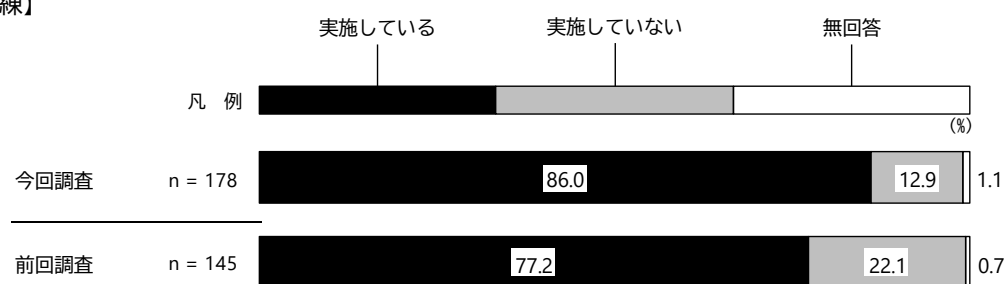
防災対策について、防災マニュアルを「整備済み」の事業所が7割台半ば、避難訓練を「実施している」事業所が8割台半ばとなっています。

前回調査と比較すると、防災マニュアルの整備状況に大きな変動はないものの、避難訓練を「実施している」がやや上昇しています。

## 【防災マニュアル】



## 【避難訓練】

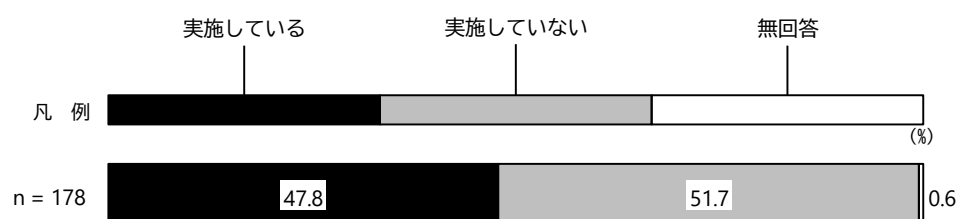


## ⑤施設の防犯対策

防犯ブザーや防犯カメラ等の防犯対策については、「実施している」事業所と「実施していない」事業所の割合が概ね半々ずつとなっています。

具体的な防犯対策としては、防犯灯、カメラ、ブザー等の設置やセキュリティの導入、防犯用具の設置、施錠強化などが挙げられています。

## 【施設の防犯対策】



具体的には



- ・ 防犯灯、カメラ、ブザー等の設置
- ・ セキュリティの導入（警備会社）
- ・ 防犯用具の設置（催涙スプレー、さすまた等）
- ・ 施錠の強化（二重ロック等）

など

## 4 障がい者（児）関連団体実態調査結果

### （1）アンケート調査結果

#### ①活動上の問題・課題

活動上の問題や課題について自由に記述してもらった結果、多くの団体が会員・参加者の高齢化を課題として挙げており、これに付随して参加者減や退会による今後の活動の継続、新規会員等の不足なども懸念されています。

また、ボランティアとして活動している団体では、活動資金の確保も課題として挙げられているほか、コロナ禍以降の活動の制限や活動場所の確保等を課題とする意見も多く見られました。

#### 【主な意見】

- ・参加者を集めることが難しくなっている（他の相談窓口の増加であったり、プライバシー重視により家族ピアのニーズも減ってきている印象がある。参加していた方の高齢化などが原因のいくつかではないでしょうか）。また、リーダー的存在となる利用者（参加者）がなかなかいない。
- ・現在はコロナ禍のため、社会福祉センターのボランティアルームや各部屋が使えないので苦労している。ボランティアなので活動資金の確保が難しい。
- ・会員の高齢化、特に主要役員の行動力が減退し、後継者の見込みがたたないこと、組織の継続が見通せない実情にある。
- ・会員の高齢化（若い人の加入を希望している）。ボランティア団体なので活動資金が少ない。コロナ禍で活動に制限があり困っている。
- ・点訳の活動ができる方が少なくなっている。
- ・新規加入会員がいない。会員の高齢化や、高齢による退会、コロナ禍のため、なかなか集まらない。
- ・参加者（親）が年を取ってきて体が不自由になったり、病気になり、参加できる人が減ってきている。その後脱会することが多い。また、保健所のボランティア室で定例会を開いていたのですが、震災以降、借りられなくなりました。今は公民館の会議室を料金を支払って借りています。使用申込みの手続きも直接行かなければならないので大変です。
- ・いわきは広範囲で集めて行事などをするのが難しい。また、各施設ごとの行事があり、親の会の行事などの参加が少ない。現在コロナのため何の活動も行えない状況で、今後少しずつ親子で集まって楽しむ行事をしていく。
- ・入会に積極的な機関とそうでない機関が明確。入会するも会活動に消極的な会員（社員）がいることは否定できない。

## (2) ヒアリング調査結果

### ①【施策分野1】啓発・広報について

一昔前に比べ、世の中の障がい者に対する理解が進んでいるとの意見がありました。一方、精神疾患がある方への理解は未だ道半ばであるとの指摘があり、引き続き障がいへの理解促進のための取組が求められます。

また、本市発行の福祉サービス等総合案内冊子「暮らしのおてつだい」について便利であるとの評価の声がある一方、当事者が入手しづらい状況であることが指摘されています。インターネット利用が難しい方も本冊子を手にとってもらえるよう、設置場所の増加や部数増刷など、当事者の入手機会を増やしていくことが求められます。

### ②【施策分野2】生活支援について

地域移行・地域定着の推進にあたり、医療機関によって温度差がみられるとの指摘がありました。また、親亡き後の経済的負担の厳しさを懸念する声も聞かれました。

本市の障害福祉サービスについて、他圏域と比べ充実していると評価する声がある一方、サービス利用にあたり申請や手続きの煩雑であること、計画相談支援のサービス提供量が圧倒的に少ないこと、施設側で重症患者の受入体制が整っていないこと等の課題も挙げられました。また、サービス未利用の方でも気軽に相談できる場や、多様な連絡手段の充実を求める声が聞かれました。

介護人員の不足は依然として深刻であり、今後さらに進行することを懸念する声が聞かれました。若い人に障がい福祉に関心を持ってもらうためには、現行の取組のみならず大々的にイメージを刷新するような取組が必要であるとの声が聞かれました。

### ③【施策分野3】保健・医療について

障がい特性によっては毎月の医療費の負担が大きくなっているため、医療費の補助についての要望がありました。また、市内に難病等の専門的な対応ができる医療機関が少なかったり、医療的ケアの提供ができる事業所が少ないことが指摘されており、医療体制の充実が求められます。

### ④【施策分野4】生活環境について

日常生活において障がい者にとっての不便を感じる場面が少なくなっているなど、市のバリアフリーの取り組みについて評価する声が聞かれています。

災害時の避難場所について、さらなる周知が必要であるとの指摘があり、福祉避難場所やバリアフリーの施設情報等のさらなる周知や、防災マップの入手機会を増やすなどの対応が求められています。

⑤【施策分野5】教育・育成について

特別支援学校として、地域の方を外部講師として招いて専門性のある内容を教えてもらう機会を設けていたり、児童生徒が地域内清掃に積極的に参加する機会を設けているなど、地域との交流を推進している状況がみられました。

児童・生徒の増加に伴い、教室の狭隘感やスクールバスの定員オーバー等が一部生じている状況もあり、障がいのある児童・生徒の適正な教育に向けた細やかな支援の充実が求められます。

⑥【施策分野6】雇用・就業について

障がいのある方の雇用について、近年は企業側の意識の高まりがみられるとの意見があった一方、雇用側が障がい特性についての理解が乏しい場合があることや、市における農福連携の遅れ、就労継続支援B型の受け入れ先が少なくなっていることなどが指摘されています。今後も引き続き、雇用の確保及び就業後の定着に向けた取り組みを進めるとともに、企業に対する理解促進に向けた啓発等が求められます。

## 5 現計画の進捗状況

### (1) 事業の実施状況

『第5次いわき市障がい者計画』は、令和3年度から令和8年度までの6年間であり、令和3年度から令和5年度までの3年間の前期、令和6年度から令和8年度までの3年間の後期とし、国の動向や第4次計画の策定時以降の障害者施策等を勘案し、令和3年2月に策定しました。

本計画では、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援や教育、就業などライフステージに応じた支援体制の構築に向けて、6つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進しており、令和4年度末時点ではすべての施策分野で一定程度計画を達成しています。

『第5次いわき市障がい者計画（前期）』において位置づけた各事業の実施状況は、次の表のとおりとなっています。

【施策分野別事業の実施状況】

| 項目 | 施策分野                | 達成度  |      |      |     |     | 合計    |
|----|---------------------|------|------|------|-----|-----|-------|
|    |                     | A    | B    | C    | D   | E   |       |
| Ⅰ  | 啓発・広報<br>(下段：割合(%)) | 12   | 20   | 8    | 2   | 2   | 44    |
|    |                     | 27.3 | 45.5 | 18.2 | 4.5 | 4.5 | 100.0 |
| Ⅱ  | 生活支援<br>(下段：割合(%))  | 35   | 24   | 10   | 4   | 0   | 73    |
|    |                     | 47.9 | 32.9 | 13.7 | 5.5 | —   | 100.0 |
| Ⅲ  | 保健・医療<br>(下段：割合(%)) | 20   | 14   | 5    | 1   | 0   | 40    |
|    |                     | 50.0 | 35.0 | 12.5 | 2.5 | —   | 100.0 |
| Ⅳ  | 生活環境<br>(下段：割合(%))  | 7    | 15   | 6    | 0   | 0   | 28    |
|    |                     | 25.0 | 53.6 | 21.4 | —   | —   | 100.0 |
| Ⅴ  | 教育・育成<br>(下段：割合(%)) | 16   | 10   | 5    | 1   | 0   | 32    |
|    |                     | 50.0 | 31.3 | 15.6 | 3.1 | —   | 100.0 |
| Ⅵ  | 雇用・就業<br>(下段：割合(%)) | 11   | 3    | 0    | 0   | 0   | 14    |
|    |                     | 78.6 | 21.4 | —    | —   | —   | 100.0 |
| 合計 |                     | 101  | 86   | 34   | 8   | 2   | 231   |

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

## （２）施策分野ごとの実施状況

### ①啓発・広報

障がいに対する理解を促進する各種事業については、概ね計画通り実施されているものの、コロナ禍の影響もあり、福祉教育や講演会など対面で実施する事業は達成度が低くなっています。「広報いわき」等の点字版・音声版の作成や市ホームページのウェブアクセシビリティの向上については概ね計画通りに進んでいることから、今後は録音図書などの図書館サービスをはじめ点字プリンタの設置や音声コードの普及などさらなる情報アクセシビリティの向上が必要です。

### ②生活支援

在宅生活を支えるための障害福祉サービス等の充実については、必要なサービスの充実と支援体制に努めてきたことから計画の達成度は高くなっています。また、地域移行及び地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援についても、支援体制が構築され概ね計画を達成しています。一方、相談支援の達成度は低く、相談支援事業所の新規参入の促進が課題となっています。引き続き、地域生活のさらなる充実に向け、地域支援体制の構築を推進する必要があります。

### ③保健・医療

発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育に向けた相談事業等について、一部コロナ禍における事業の縮小等はあったものの、概ね計画通り実施されています。今後は、障がいの原因となる疾病等のうち予防・治療が可能なものについて、より適切な保健・医療サービスの提供を行うとともに精神保健福祉のさらなる推進を図っていく必要があります。

### ④生活環境

建築物等のバリアフリー化やグループホームの整備、災害時における避難行動要支援者の支援等の施策で達成度が低くなっています。地域移行を促進し、地域社会において安全・安心に生活ができるよう、住環境の整備や災害時の支援体制、防犯対策等に取り組んでいく必要があります。

### ⑤教育・育成

全体的に概ね計画通り実施されていますが、一部、保育人材の不足の影響で達成度が低くなった事業がみられます。また、スポーツや文化活動など生涯学習活動についてはコロナ禍における事業縮小等の影響もあり、達成度がやや低くなっています。引き続き、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援の整備や、障がい児保育や学校等における指導の充実、卒業を控えた本人や保護者に対する進路や就労に係る適切な情報提供、生涯学習活動の充実等が求められます。

### ⑥雇用・就業

全体的に概ね計画通り実施されていますが、今後も、継続して、障がいのある方が、就労を通して、地域の中で生きがいや働きがいのある生活が送ることができるよう、障がいの特性や状態に応じた就労支援のほか、一般就労への移行、職場定着への支援、企業に対する啓発など障がい者雇用の促進に向けた取り組みが必要です。

## 6 第5次いわき市障がい者計画（前期）の総合評価

前述の各種基礎調査（統計データ、アンケート調査、ヒアリング調査）結果や市の事業評価を踏まえ、分野ごとに評価と課題を以下のとおり整理しました。

| 分野    | 評価と課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 今後求められる視点                                                                                                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 啓発・広報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>理解促進</b>：パンフレットや展示等による啓発は行われているものの、コロナ禍により対面での啓発事業は縮小。福祉教育の場面においても地域交流等の受入れや理解に差があるなど、さらなる啓発・広報が必要</li> <li>・<b>差別解消</b>：アンケート調査では全体の4割強がここ5年で差別を経験しており、ヒアリング調査からも外見からわかりづらい障がいへの理解不足がうかがえる</li> <li>・<b>情報アクセシビリティ</b>：広報誌や市ホームページの音声化・点字化等の取り組みは計画通りに実施されているものの、アンケート調査やヒアリング調査では「情報が入手しにくい」、相談場所やサービス利用方法など「情報を十分に得られていない」との評価</li> <li>・<b>権利擁護・虐待防止</b>：アンケート調査では、令和4年度より義務化となった各種虐待防止の取り組み（研修実施、責任者・委員会の設置）が未実施の事業所が全体の1～3割</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外見からわかりにくい障がい等、より一層の障がいに関する理解促進</li> <li>・情報アクセシビリティのさらなる向上と多様な手段による情報提供（相談場所やサービス利用方法など）の充実</li> <li>・サービス提供事業所における、虐待防止の取組や合理的配慮の提供※の徹底<br/>※令和6年4月1日より事業者でも義務化</li> </ul> |
| 生活支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>相談支援</b>：相談支援の受けにくいサービス未利用者やオンライン相談窓口（LINE や SNS 等）を使えない方などにも対応した、多様な手法による相談支援の充実が必要</li> <li>・<b>サービスの充実</b>：事業の達成度が高く、アンケート調査でもサービスの満足度は全体的に高いものの難病や発達障がいでは不満足が3割超。「どこの事業者を選べばよいかわからない」との意見も多い</li> <li>・<b>サービスの提供体制</b>：医療や介護従事者が不足する中、支援の度合いの高い障がい者や老々介護の増加により、今後一層サービスのニーズは高まることが想定される。相談支援事業のサービス提供量不足により、セルフプラン作成も増加していることから提供体制の強化が重要</li> <li>・<b>地域移行・地域生活</b>：アンケート調査では、福祉施設入所者の地域移行（一人・家族・GH）希望率が低く、地域移行は優先的な対応の必要性がある項目と評価されていることから、地域移行に向けた取り組みの強化が必要</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の相談窓口の周知・活用促進と誰でも気軽に相談できる体制の強化</li> <li>・サービス利用にあたっての支援（相談支援事業所の新規参入促進や情報提供等）とサービス提供体制の強化（人材の確保）</li> <li>・地域移行への啓発と地域生活における総合的な支援の推進（経済負担、障がい特性に配慮した支援）</li> </ul>        |

| 分野    | 評価と課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 今後求められる視点                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健・医療 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>医療の充実</b>：ヒアリング調査では、重度障害児・者等の受入れ可能な施設を求める声が上がっている他、市内に難病等の専門的な対応ができる医療機関が少ない、医療的ケアの提供ができる事業所が少ないことが指摘されている</li> <li>・<b>精神保健福祉の充実</b>：近年精神障がい者数が増加傾向にあり、精神障がいのある方の退院後の地域移行・地域定着が課題となっている</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における医療的ケア体制の充実</li> <li>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> </ul>                                     |
| 生活環境  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>市の暮らしやすさ</b>：アンケート調査ではいわき市が「暮らしにくい」との評価が半数以上。年齢が低いほど暮らしにくさを感じている。また、外出時に困ることは「公共交通機関が少ない（ない）」がトップ</li> <li>・<b>暮らしの場の確保</b>：グループホームから一人暮らし等への移行が進まず、飽和化が進行</li> <li>・<b>事業者の防災対策</b>：アンケート調査では防災マニュアル整備済みの事業所が7割台半ば、避難訓練を実施している事業所が8割台半ば。避難訓練の実施率は前回調査時から上昇（77.2%→86.0%）</li> <li>・<b>災害時の支援体制</b>：避難行動要支援者避難支援制度の登録者数は、対象者の4割程度。アンケート調査では自力避難も近隣の避難支援も望めない可能性のある方が半数弱。災害時の困りごとは「避難場所の設備や生活環境が不安」「投薬・治療が受けられない」「迅速な避難ができない」などが上位</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の暮らしやすさの向上（外出時の困難の解消、グループホームの整備・一人暮らし等への移行促進、バリアフリー化のさらなる推進等）</li> <li>・災害時における支援体制の充実</li> </ul> |
| 教育・育成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>一貫した療育支援体制</b>：出生数が減少傾向にある反面、健診における要観察幼児数は増加傾向。アンケート調査では療育・保育・教育の困りごととして「本人にとって望ましい進路が確保できるか不安」がトップ。希望する支援は「教師や他の児童生徒の理解と配慮」がトップ</li> <li>・<b>保育人材確保</b>：特別支援学級の生徒数が増加。保育人材の不足</li> <li>・<b>生涯学習</b>：感染症拡大に伴い、文化・スポーツに触れられる機会が減少</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した切れ目のない療育支援体制の整備</li> <li>・保育人材の確保・育成</li> <li>・文化・スポーツ活動の推進</li> </ul>                         |
| 雇用・就業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>就労支援</b>：アンケート調査では、非就労者のうち18～40歳の5割弱が、41～64歳の3割強が今後の就労を希望。ヒアリング調査では農福連携の遅れや就労継続支援B型の受入れ枠が少なくなってきたとの指摘</li> <li>・<b>就労定着支援</b>：アンケート調査では障がいのある方の就労支援として「職場における障がい者理解」のニーズが高い。ヒアリング調査では雇用側の障がい特性に対する理解が必ずしも十分ではないとの指摘</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方の希望を叶えるため、障がい特性や状態に応じた多様な就労支援</li> <li>・企業の障がい者雇用の促進及び就労定着に向けた支援（理解促進等）</li> </ul>          |

## 第4章 基本的な考え方

### 1 基本理念

#### すべての市民が、相互に支え合い、地域で 安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

本市ではこれまで、障害者基本法で掲げられている理念に基づき「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指し、障がい者施策の推進にあたってきました。

本計画では、引き続き、障がいのある方の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」やともに生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」、すべての人のためのデザインを目指す「ユニバーサルデザイン」の理念を継承しながら、障がいがある方の日常生活及び社会生活の総合的な支援体制の構築を推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながる「地域共生社会」の実現を目指し、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念とし、計画を推進します。

### 2 基本目標

本市ではこれまで、障害者基本法の目的や基本原則に基づき計画の基本目標を定めており、同法の目的等に変更がないことから、「第5次いわき市障がい者計画（後期）」においても、引き続き、次の6つを基本目標に掲げ、計画を推進します。

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること
- 4 社会参加の機会を確保すること
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 6 社会的障壁を除去すること

### 3 計画の視点

本計画においては、各分野に共通する横断的な視点として、「第5次いわき市障がい者計画（前期）」で定めた4つの視点を引き継ぎながら、国の「第5次障害者基本計画」や社会情勢を踏まえ、次のとおり整理し、これらの視点に留意しながら各施策の推進にあたります。

#### 1 共生社会の実現に資する取組の推進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、障がいのある人と障がいのない人が同じ地域社会で共に暮らす共生社会の実現に向け、社会のあらゆる場面でアクセシビリティの向上を図ります。

- 共生社会の理念普及による障がいへの理解促進
- コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- 情報アクセシビリティの向上
- など

#### 2 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援

障がい者本人が適切に意思決定を行いその意思を表明することができるよう、相談支援等による意思決定の支援や意思疎通支援体制を充実します。また、多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、各分野の連携のもと施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

- 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実
- 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- 「個別的教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- 多様な就労の場の確保
- など

#### 3 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

障がい者施策は、性別や年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援が必要であるため、これらに留意しながら実施します。また、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情にも考慮するとともに、女性やこども、高齢者等複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮を踏まえた施策を実施します。

- 障害福祉サービス等の充実
- 障がいの早期発見・早期療育の充実
- リハビリテーションと医療の充実
- 難病の方に係る地域保健事業の充実
- 社会的及び職業的自立の促進
- など

#### 4 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策を推進します。また、障がい者施策に関係する他の施策・計画などとの整合性を確保し総合的な施策の展開を図るとともに、PDCAサイクルを通じて実効性のある取り組みを推進します。

## 4 計画の体系

基本  
理念

すべての市民が、相互に支え合い、  
地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

## 6つの施策分野

## 各分野に位置づけられる施策の基本的方向性

## 理解促進

- ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進
- イ 障がいを理解するための福祉教育の推進
- ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実
- エ ボランティア活動の推進
- オ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

## 生活支援

- ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障害福祉サービス等の充実
- ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進
- エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- カ 情報アクセシビリティの向上
- キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

## 保健・医療

- ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
- イ 障がいの原因となる疾病等の予防
- ウ リハビリテーションと医療の充実
- エ 精神保健福祉の推進
- オ 難病の方に係る地域保健事業の充実

## 生活環境

- ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- イ 地域における暮らしの場の確保
- ウ 施設等における安全体制の確保
- エ 災害発生時における支援体制の確保
- オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

## 教育・育成

- ア 一貫した療育支援体制の充実
- イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ 「個別的教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ 社会的及び職業的自立の促進
- オ 生涯学習活動の充実

## 雇用・就業

- ア 就業支援及び生活支援施策の推進
- イ 多様な就労の場の確保
- ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実
- エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援



## 第5章 施策分野と基本的方向性

本計画では、基本理念及び基本目標に沿って、6つの施策分野（施策目標）ごとに、基本的方向性を定めています。

本章では、この基本的方向性ごとに、現在までの取り組みや実態調査（アンケート）の結果、近年の障がいのある方を取り巻く環境の変化、さらには制度改正の動向等を踏まえ、本計画期間において、さらに重点的に展開すべき施策や主要な取り組みについて記載しました。

### 1 施策分野1 『理解促進』

「共生社会」を実現するには、障がい者施策について、幅広く市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進する必要があります。特に子どもの頃から可能な限り自然なかたちで様々な障がいについての理解と認識を深める取り組みを通じて、誰もが障がいを特別視することのない「心のバリアフリー」の推進が求められています。

また、障がいを理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障がいのある方の虐待の防止等、障がいのある方の権利擁護のための取り組みが必要です。さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関や事業者等における障がいのある方の理解の促進や障がいのある方の社会活動の推進に不可欠なボランティア活動の推進に積極的に取り組んでいくことが大切です。

このようなことから、共生社会の実現に向け、様々な機会を通じて障がいに関する正しい知識を普及させることにより、障がいのある方に対する正しい理解と人権意識の高揚を図り、心のバリアフリーを推進するとともに、差別解消や虐待防止に努めます。



#### 施策分野1 基本的方向性

##### 理解促進

- ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進
- イ 障がいを理解するための福祉教育の推進
- ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実
- エ ボランティア活動の推進
- オ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

## 【施策分野1】ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進

地域社会における障がいのある方への理解を促進するため、地域、学校、職場、年齢に応じた啓発・広報活動、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流をより一層推進し、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、「第2次いわき市ユニバーサルデザイン推進指針」に沿った効果的な啓発により、共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある方が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する理解促進とその円滑な利活用に必要な配慮等についての周知のほか、障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等についての情報提供と、その普及及び理解の促進に努めます。

外見からわかりにくいことから、より一層の理解が必要な内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等については、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①「心のバリアフリー」の推進

- ・全ての人々がお互いの心や身体の個性を大切にしてコミュニケーションを図り、支え合う共生社会の実現を目指し、「心のバリアフリー」について市民の理解促進を図ります。

#### ②障がい者福祉に対する市民の理解促進

- ・障がいのある方が作製した絵画や手芸品等の展示や市役所出前講座、発達支援講演会等を行い、障がいそのものや障がい者福祉に対する市民の理解促進を図ります。

#### ③障がい者用駐車スペース等に対する市民の意識啓発

- ・障がいのある方や高齢者、妊産婦などを対象とした「おもいやり駐車場」など、障がい者用駐車スペースの適正利用について市民への意識啓発に努めます。

#### ④外見からわかりにくい障がいに対する理解促進

- ・広報紙等を通じて、外見からわかりにくい知的障がいや発達障がい等の理解の促進、相談窓口等のさらなる周知を図るとともに、特別支援教育に係る児童・生徒への対応等についての知識・情報の提供を図ります。

施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野1】イ 障がいを理解するための福祉教育の推進

障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を実現するには、子どもの頃から、可能な限り自然なかたちで障がいについての理解と認識を深めることが重要であることから、**家庭、地域はもとより学校教育などでも、**様々な取り組みを通した福祉教育を推進します。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①障がい福祉に関する学習資料の作成・配布や出前講座等の実施

- ・市内の小・中学生を対象に、障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行うとともに、市内中学校・高等学校など学校教育と連携し、出前講座等を活用し理解を深める教育を推進します。

#### ②小中学生との交流の推進

- ・市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げるとともに、障がいのある児童・生徒との共同体験学習の実施等により子どもたちの交流を推進します。
- ・地域との連携を図り、特別支援学校、障がい者施設、介護施設、地域の高齢者との交流などを進めます。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野1】ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実

障がいのある方が望む自分らしい暮らしを実現するため、必要となる制度や社会資源などに関する情報を集約し、提供するよう努めます。

また、広く情報を発信することで、多くの方に障がいのある方に対する理解が深まるよう努めます。

## 主要な取組（重点施策）

## ①障がい福祉に関する情報誌の作成・配布

- ・障がいのある方に関する各種制度及び相談事業、施設等の概要を記載した冊子「くらしのおてつだい」を作成し、各種手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布します。
- ・虐待防止や成年後見制度について、市民や事業者向けのパンフレットを作成・配布するなど、情報提供の充実を図ります。

## ②市公式ホームページ等による情報発信の充実

- ・市公式ホームページや多様な媒体を利用して各種制度等の情報発信の充実を図ります。

## 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野1】エ ボランティア活動の推進

障がいのある方の社会活動の推進にはボランティアが不可欠であるため、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力の促進を図ります。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①手話通訳者等養成講習会の実施

- ・障がいのある方等の意思疎通を支援する手話奉仕員や点訳者、音訳者、要約筆記奉仕員等の養成のため、これらの認知度向上に向けた啓発・広報活動を行うとともに、市民向けの講習会を実施します。

#### ②ボランティアを担う人材の育成

- ・障がいのある方の社会活動の推進に向けて、ボランティア活動のさらなる周知・啓発の推進により認知度向上を図り、様々な障がいに対し理解を持つ人材の育成を進めます。
- ・若い世代もボランティア団体に参加できるよう、既存の活動団体へ働きかけを行います。

#### ③障がいのある方の社会活動の推進

- ・スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深めながら、障がいのある方の地域における社会活動を推進します。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野1】オ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

障害者虐待防止法の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援や、障がいのある方の意思決定支援の在り方と、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを推進します。

また、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進し、差別の解消に努めるとともに、日常生活のみならず、雇用における障がいに対する差別の解消と雇用者の合理的配慮の提供促進に向けて、事業者への啓発活動を推進します。

さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある方への理解促進や行政サービス等における配慮の充実に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①成年後見制度の利用支援

- ・知的障がいや精神障がいにより、判断能力を欠いている状態にある方は、成年後見制度に関する相談や制度を利用する必要があることから、後見開始等の審判の申し立てを行う親類がいない場合の利用支援を行います。

#### ②広報紙等による市民への啓発

- ・広報紙や市ホームページ、市民啓発事業等において、障がいのある方の差別解消に向けた市民の啓発に努めるとともに、障がいのある方等の権利擁護を推進するために「障がい者虐待防止センター」の周知及び通報の啓発に努めます。

#### ③市職員に対する啓発・理解促進

- ・職員研修等を通じて障害者差別解消法等の理解を深めます。

#### ④行政機関等における合理的配慮の提供

- ・改正障害者差別解消法の考え方に基づき、市民が利用する窓口等をはじめ、選挙や各種行政サービスなどでも適切な配慮が受けられるよう、取り組みを進めます。

#### ⑤事業者に対する合理的配慮の提供の啓発

- ・改正障害者差別解消法により、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されたことから、適切な配慮を行えるよう、具体的な対応事例を提示するなどよりわかりやすい周知・啓発活動を行います。

#### ⑥障害福祉サービス事業所等における虐待防止の推進

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従業員への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に努めます。

施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 2 施策分野2 『生活支援』

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる共生社会や、「我が事・丸ごと」の地域支援体制の実現に向けて、また、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすため、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的な支援を行う必要があります。

これらの実現に向け、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が身近な地域で受けられるよう、福祉サービス事業者との連携のもと、障害福祉サービス等の充実を図るとともに、支援を要する方に適切なサービスが提供されるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある方の社会参加等を促進するため、障がい者スポーツや文化芸術活動への支援を推進するほか、障がいのある方が保健・医療・福祉をはじめとする支援・サービス情報や行政情報等を円滑に取得・利用することができるよう、障がい種別や障がいの特性に配慮し、多様な媒体・手段を活用することで情報アクセシビリティの向上を図るとともに、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援体制の充実に努めます。



### 施策分野2 基本的方向性

#### 生活支援

- ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障害福祉サービス等の充実
- ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進
- エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- カ 情報アクセシビリティの向上
- キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

## 【施策分野2】ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備

地域での生活を支援するため、意思決定支援の考え方に立ち、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立及び従事者の質の担保に努めるとともに、日常生活や社会生活等において、障がいのある方の意思が適切に反映された生活が送れるよう、意思決定支援に基づいたケアマネジメント体制の確立に努めます。

また、**ヤングケアラーをはじめとする障がいのある方の養護者（家族等）**に対する相談等の支援や**サービス提供体制の確保**を行うとともに、知的障がい者又は精神障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費についての助成、人材の育成及び活用に努めます。

発達障がい児・者やその家族に対する支援を強化するため、県の発達障害者支援センターや地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携した相談支援体制の確立に努めます。

また、地域で生活する難病の方、若年性認知症の方及び高次脳機能障がい者について、相談支援や関係機関との連携について取り組みの充実を図るとともに、**強度行動障がい者への支援体制の整備を図ります。**

さらには、障がいのある方の地域生活の充実、包括的な支援体制の構築のため、地域住民の支え合いなど、多様な人材の活用を図りながら福祉サービス等の提供に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①相談支援体制の充実及び関係機関との連携強化

- ・いわき市地域自立支援協議会において、ライフステージに応じた総合的な相談支援体制の充実と医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化、包括的な支援体制等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図ります。

#### ②各種相談窓口の周知・活用促進

- ・生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、さらなる活用の促進を図ります。

#### ③障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立

- ・障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合において作成が必要となる「サービス等利用計画（児童の場合は障害児支援利用計画）」について、すべての利用者について作成が可能となるよう、指定特定相談支援事業所の**新規参入の促進**、相談支援専門員の養成等の働きかけを行うなど、障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立を図ります。
- ・障がいのある方の心身の状況や本人や家族のニーズを踏まえたきめ細かい支援の実現のため、**相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援**とケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みを促進します。
- ・**障がいのある子どもについても、こどもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等に努めます。**

施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野2】イ 障害福祉サービス等の充実

地域において障がいのある方が生活するにあたり、必要となるサービスを提供できるよう、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、各種サービス等の質の向上や地域格差の解消に努めます。  
また、障がい福祉を支える人材の確保と質の向上に努め、サービスの提供体制の確保を図ります。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①障害福祉サービスの充実及び質の向上

- ・障がいのある方一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、各種サービスへのニーズ等を踏まえながら、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、サービス基盤の量の充実や質の向上を計画的に推進します。
- ・障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が繰り返し行われることがないように努めます。

#### ②事業者のサービス提供体制の強化

- ・障がいのある方が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用でき、限りある福祉人材で適切にサービス提供を行えるよう、高齢者と障がいのある方が同一の事業所でサービスを受けることのできる共生型サービス提供の推進に向けて、障害福祉サービスの提供事業所での適切な介護サービスの提供や介護保険サービス提供事業者が障がい特性の理解に努め、積極的に受け入れ対応できるよう、事業者の支援に努めます。
- ・利用者のニーズに合ったサービスを提供するため、利用対象者の見直し等や受け皿拡大の検討を行うとともに、重度障がい者等の受け入れ拡大について検討を行います。

#### ③人材育成によるサービスの質の向上

- ・障がい福祉に従事する人材不足の解消に向け、研修等を充実させるとともに、職員の待遇改善等により人材を確保し、サービス提供体制の強化を図ります。

#### ④人材不足を補うための環境整備

- ・ロボット介護機器の介護現場への導入を支援します。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野2】ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進

障がいのある方が地域において生活するため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業者等の関係機関・団体との連携を強化し、地域生活を支えるためのサービス提供体制の整備に努めます。

また、グループホームの整備や障がいのある方が住みやすい公営住宅等の住戸を確保、地域生活支援拠点等の活用などにより地域移行を推進するとともに、一人暮らしを希望する方も、安心して地域で生活することができるよう、自立生活への支援を行います。

精神障がい者においても、地域で生活できるよう、居宅介護など訪問系サービスの充実や社会資源の開拓のほか、入院中の精神障がい者の地域移行支援を促進し、地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①地域移行の推進

- ・地域で生活する障がいのある方の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の活用を推進するとともに、自立支援協議会の各部会において、課題解決に向けた検討を強化します。
- ・障がいのある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、グループホーム等の整備を進めます。また、グループホームから一人暮らし等への移行を希望する入居者に対し、自立生活への移行・定着に向けた相談支援など、支援の充実に努めます。

#### ②自立生活への支援の推進

- ・一人暮らしを希望する方も安心して地域で生活することができるよう、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、地域で自立した生活を送ることができるような支援体制を強化します。

#### ③賃貸住宅の供給の促進

- ・障がいのある方の入居を拒まない賃貸住宅の登録を図ります。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野2】エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

障がいへの理解を進めるうえで、地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を通じた人と人との交流は重要です。そのため、スポーツ、文化芸術活動の振興を図り、障がいのある方の社会参加の促進、健康増進、相互理解等を促進するとともに、活動への支援と指導員の養成等の充実に努めるとともに、障がいのある方の受け入れ体制の確立と環境の整備を進める必要があります。

また、身体障がい者に比べて普及が遅れている知的障がい者や精神障がい者のスポーツの振興への取り組みの推進に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境の整備

- ・障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げるとともに、心身の健康維持や体力増進に寄与し、積極的な社会参加の推進及び生活の質の向上を図ります。

#### ②文化芸術活動や鑑賞機会の拡大

- ・障がいのある方が、障がいのない方とともに文化施設等を利用し、芸術文化活動に参加できるよう、既存文化施設の改善（ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化）によりアクセシビリティの向上を図ります。また、公共施設の使用料減免制度の活用、障がいのある方のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備など、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりを促進します。
- ・文化芸術の鑑賞にあたり、字幕、音声ガイドの提供等、ユニバーサルデザインの理念に立った工夫・配慮が提供されるよう努めます。
- ・創造活動の場の創出・確保に努めるとともに、作品等の発表機会の確保等、文化芸術活動の活性化を図ります。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野2】オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

手話通訳者設置の充実とともに、手話通訳者、点訳奉仕員、要約筆記者等の養成研修事業等の充実を行うなど意思疎通支援を担う人材の育成・確保、サービスの円滑な利用促進などコミュニケーション支援体制の構築に努めます。

また、意思疎通を図ることに支障がある方への支援体制の構築に努めます。

## 主要な取組（重点施策）

## ①コミュニケーション支援体制の充実

- ・地域における聴覚に障がいのある方のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の積極的な運用を促進します。
- ・手話通訳や点訳、朗読及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施にあたっては、**研修内容の充実化により手話通訳者、要約筆記者の技術の向上を図るとともに、**行政機関の職員の受講を勧奨するほか、**高等教育機関等との連携など、意思疎通支援者の育成・確保を図り、**コミュニケーション支援体制の充実に努めます。
- ・多様な媒体を活用した支援体制の充実に努めます。

## 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野2】カ 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある方による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、福祉サービスや行政情報等について、障がいに配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討を行います。

また、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取り組みの検討や、災害発生時に要支援者や関係事業所等に対して適切に情報を伝達できる体制の推進に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①視覚障がい者等に対する情報支援

- ・点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図ります。
- ・電子書籍等の普及を促進するとともに、書籍の量的拡充や質の向上、いわき市電子図書館の周知・利用推進などにより、身体的な障がいのため図書館利用が困難な方や視覚障がい者等の読書環境の整備等を図ります。

#### ②行政情報のアクセシビリティと情報伝達体制の向上

- ・市の広報紙「広報いわき」や市議会だより「ほうれんそう」の点字化・音声化など、視覚に障がいのある方に配慮した情報発信を行います。
- ・公的機関でのウェブアクセシビリティの向上や、行政機関での音声コード（Uni-Voice）の導入・運用の促進を図ります。
- ・災害時には、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法の活用により情報伝達体制を整備・促進し、防災情報へのアクセシビリティを確保します。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野2】キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

高齢者だけでなく、障がいのある方や子どもなど全ての人々が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築と推進に努めるとともに、地域社会の課題を自分たちの課題として捉え、その解決に積極的に参加する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がいのある方やその家族が地域で安全・安心に生活できるよう、緊急時における迅速な対応や将来に向けた積極的な働きかけが図られる体制を構築し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を強化します。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①地域包括ケアシステムの推進

- ・福祉サービスだけでなく、声かけや見守りなどのインフォーマルな支援も含めた地域生活の支援体制や各分野の連携体制を整備します。

#### ②地域生活支援体制の強化

- ・障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を強化します。
- ・障がいの重度化・多様化を踏まえ、保健、福祉、医療等様々な関係機関の連携構築に努めます。
- ・地域生活支援コーディネーターの配置やコーディネーターによる支援事例等の情報共有（事例・実践報告会の開催等）により、相談支援体制の強化を図ります。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

### 3 施策分野3 『保健・医療』

障がいのある方が、身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるような提供体制の構築や乳幼児期からの療育支援の一層の推進が求められています。

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供についても重要となっており、障がいのある子どもや発達に不安のある子どもについては、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できます。このようなことから、障がいの早期発見・早期療育のための体制の整備を進めるとともに、身近な地域において療育や疾病の予防・治療に関する相談を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

また、精神面・心の問題で悩み、社会生活への適応に困難を生じている方について、適切な相談対応を行うとともに、心の健康が保てるよう専門的な支援を行うほか、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

さらには、発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がい特性に応じた地域保健事業の充実と併せて、特性に配慮した理解の促進に努めます。



#### 施策分野3 基本的方向性

##### 保健・医療

- ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
- イ 障がいの原因となる疾病等の予防
- ウ リハビリテーションと医療の充実
- エ 精神保健福祉の推進
- オ 難病の方に係る地域保健事業の充実

## 【施策分野3】ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実

早期のうちに障がいに気づき、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携のもと、乳幼児に対する健康診査や児童に対する健康診断の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものであることから、これら機関の連携強化が必要不可欠です。

今後は、障がいの重度化、重複化又は多様化を踏まえ、医療的ケアが必要な障がいのある方等への支援体制の強化や発達障がいのある子どもを早期に発見できる体制の確立など地域や障がいのある子どもの多様なニーズに対応する関係機関等との連携体制の強化を図ります。

## 主要な取組（重点施策）

## ①障がいの早期発見・早期療育の充実

- ・保健師による未熟児訪問指導や乳幼児健康診査による発育発達の評価、疾病・異常の早期発見・早期対応等の各事業を実施します。また、子育てサポートセンター、市総合教育センター、特別支援学校、障害児通所支援事業所等との連携を強化するとともに、療育支援の中核的機能の整備のあり方について検討するなどして障がいの早期発見・早期療育の充実に努めます。

## ②発達障がい児等への支援の充実

- ・発達障がい児等について、従来の保健事業に加え、発達障がい又は疑いのある児童を養育する保護者が具体的な対応方法を身につけ、親子関係の改善、健全な発達を促すことを目的にペアレントトレーニング事業を実施するなど、さらなる支援の充実を図ります。

## ③「いわきサポートブック」の普及・活用

- ・障がいのある子どもの支援の経過や支援にあたっての留意点等を記載し、支援者が個々の障がいの特性を理解し円滑な支援を行うための「いわきサポートブック」の普及・活用を図ります。

## ④相談・支援体制の充実

- ・相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターと関係機関のさらなる連携強化により、必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。

## 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

### 【施策分野3】イ 障がいの原因となる疾病等の予防

障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについては、それらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図っていく必要があります。

疾病等の早期発見及び治療、早期療養、障がいの原因となる生活習慣病等の予防のための取り組みを推進するとともに、成人期、高齢期における健康づくり、発生予防の推進、疾患、外傷等に対する適切な治療を行うための保健サービス等の提供体制及び関係機関の連携の一層の充実に努めます。

#### 主要な取組（重点施策）

##### ①生活習慣病の予防及び介護予防に関する正しい理解と知識の普及

- ・特定健診の受診勧奨や保健指導を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の予防に努めます。
- ・介護予防に関する正しい理解と知識の普及を推進し、生活機能の維持・向上を図り、状態の重度化を予防します。

##### ②各種支援者の養成と介護予防に関する各種講演会の開催

- ・シルバーリハビリ体操指導士養成や各種団体への体操指導士派遣、認知症サポーター養成講座の開催、介護予防（運動器機能向上、栄養改善、口腔器機能向上、認知症）に関する各種講演会の開催やパンフレット等を配布します。
- ・地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援します。

#### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

**【施策分野3】ウ リハビリテーションと医療の充実**

心身の機能回復と障がいの軽減を図るリハビリテーションの推進及び医療費給付等は、障がいのある方の地域生活及び社会参加の促進において大きな役割を果たすことから、地域医療体制の一層の充実を図ります。

また、障がいのある方の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図るとともに、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防に向けた取り組みを推進します。

**主要な取組（重点施策）****①「自立支援医療（更生医療・育成医療）」の周知**

- ・身体に障がいのある方がその障がい除去（又は軽減）するための医療制度である「自立支援医療（更生医療・育成医療）」について、制度を必要とする方にその趣旨が行き渡るよう、患者や医療機関への周知に努めます。

**②歯科診療体制の充実**

- ・市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において、一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がいのある方を対象に歯科診療を行います。

**施策一覧**

**施策一覧（各事業）については  
現在整理中**

## 【施策分野3】エ 精神保健福祉の推進

精神障がいの方が地域で生活できるよう、地域移行支援・地域定着支援の提供体制の整備のほか、居宅介護など訪問系サービスの充実、社会資源や切れ目のない相談支援体制の整備に努めます。

さらには、精神疾患の早期発見・治療の促進、心の健康づくり対策を推進するとともに、入院中の精神障がい者の地域移行の推進にあたって、障がいのある方自身が地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①精神障がい者の早期治療の促進

- ・精神面・心の問題で悩みを持つ方及び家族に対し、定期相談の開催や訪問指導等により、心の健康の保持増進及び心の健康づくりの支援をするとともに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会復帰を支援します。

#### ②地域生活支援体制の強化

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、当事者・家族・保健・医療・福祉などの関係機関と協議を進め、連携強化を図ります。また、協議の場のみならず、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備の推進に努めます。
- ・障がいを理由に社会とのつながりが希薄な精神障がいのある方等に対し保健師等が訪問し相談支援や助言などを行うとともに、精神障がい者が身近な地域で必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、相談支援体制を整備します。

#### ③若年性認知症施策の強化

- ・65歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、普及・啓発に努めます。また、福島県の設置する、若年性認知症コーディネーターとも連携し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援や社会参加支援等を推進していきます。

#### ④自殺予防対策の実施

- ・市民精神保健福祉講座等の開催や健康教育を通じ、精神保健福祉の思想普及を図るとともに、自殺予防対策に係る相談支援の充実を図り、関係機関との連携により包括的・効果的に自殺予防対策を展開します。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

**【施策分野3】オ 難病の方に係る地域保健事業の充実**

難病の方に係る保健福祉施策については、障害者総合支援法等に基づき、保健、福祉と連携を図り実施していく必要があります。

地域で生活する難病の方の日常生活における相談・支援や地域交流活動を促進するとともに、難病の方等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応と理解促進に努めます。

**主要な取組（重点施策）****①療養支援体制の整備**

- ・ 難病の方等の療養上の不安の軽減、生活の質（QOL）の向上を図るため、地域の医療機関・福祉関係機関等との連携のもとに、カンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療養支援体制の整備を図ります。

**施策一覧**

**施策一覧（各事業）については  
現在整理中**

## 4 施策分野4 『生活環境』

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある方のための暮らしの場の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、これまでの災害対策や感染症対応の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害時における適切な情報伝達や安否確認、避難所での配慮等、非常時の支援体制を構築するとともに、地域における日ごろの防犯対策を推進し、消費トラブルの防止や早期発見に取り組むことが求められています。

このようなことから、障がいのある方にとって安全・安心な生活環境を整備するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき障がいのある方に配慮したまちづくりを推進するとともに、非常時における支援体制の構築や、消費トラブルなどの防犯対策等についての取り組みを進めます。



### 施策分野4 基本的方向性

#### 生活環境

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

イ 地域における暮らしの場の確保

ウ 施設等における安全体制の確保

エ 災害発生時における支援体制の確保

オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

## 【施策分野4】ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが快適で生活しやすい社会を目指すため、住宅、建築物、公共施設、公共交通機関、公園等といった生活環境のバリアフリー化の推進に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①安全性や快適性の高いまちづくりの推進

- ・「いわき市福祉のまちづくり整備指針」に基づき、障がいのある方や高齢者に配慮した、安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。

#### ②公共施設整備の推進

- ・市役所本庁舎をはじめとする市の施設においても、オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がいのある方のニーズを踏まえた整備に努めます。
- ・公園等においても、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等を図ります。
- ・道路の安全対策として段差解消や点字ブロックの設置、**無電柱化**等の環境整備を図ります。

#### ③住宅改修に関する支援

- ・障がいのある方の在宅生活を支援するため、専門家であるリフォームヘルパーによる住宅改修に関する相談・助言や、改修の際の費用の給付を行います。

### 施策一覧

**施策一覧（各事業）については  
現在整理中**

## 【施策分野4】イ 地域における暮らしの場の確保

障がいのある方が地域において、より良い環境で生活するため、生活の場であるグループホーム等や障がいのある方の公営住宅への優先入居を推進するとともに、グループホームから一人暮らし等への移行を希望する入居者に対する支援の充実に努めます。また、障がいの特性にあった住宅の改修、改善のため適切な指導助言ができるよう、専門機関との連携強化に努めます。

さらに、障がいのある方が住まいを確保するうえで、障がいのある方に対する民間賃貸住宅所有者や地域住民の理解が得にくいことなど様々な問題があることから、所有者等の不安を払拭するための支援や住宅セーフティネット制度、家賃債務保証制度を推進し、一般住宅への入居が困難な障がいのある方の支援に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①グループホーム等の整備

- ・障がいのある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人や病院等と連携し、多様な事業者へグループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行います。また、グループホームから一人暮らし等への移行を希望する入居者に対し、自立生活への移行・定着に向けた相談支援など、支援の充実に努めます。

#### ②住宅確保要配慮者への支援

- ・障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度を推進するほか、民間賃貸住宅所有者等の不安を払拭するための支援に努めます。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野4】ウ 施設等における安全体制の確保

施設における災害や緊急時における安全体制を確保するため、施設の耐震改修等を促進するとともに、情報伝達体制の整備や地域住民とも連携した自主防災体制を確立するなど避難対策を推進します。

また、防犯設備の整備や施設職員の防犯訓練等の取り組みを促進するとともに、関係機関と連携を図り防犯対策を強化します。

さらには、感染症拡大等の対面での相談・情報提供が困難な状況においても、継続して適切な情報や福祉サービスを提供できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①災害や緊急時における安全体制の確保

- ・障がい者施設等における耐震改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電設備や給水設備の整備等を促進します。
- ・災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項や備えを記載した市民向けの「河川洪水ハザードマップ」や「防災マップ」、「津波ハザードマップ」等について、関係地区住民や公共施設及び事業所などに配布し、自分の住む地域の災害危険度を知らせるとともに、自主的な防災活動及び災害時の避難行動での活用を図ります。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を促進します。

#### ②災害時における事業所間の連携構築

- ・災害発生時に備え、事業所間の情報共有や被災事業所への支援等、非常時における相互支援体制の構築を推進します。

#### ③防犯対策の強化

- ・障がい者施設等における防犯設備を整備するとともに、防犯訓練や警察・自治会等と連携した防犯活動などの取り組みを強化します。

#### ④感染防止対策の推進

- ・感染症を想定した訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備など、障害福祉サービス事業所に対する感染症対策への支援を行います。
- ・感染拡大の影響により、対面での交流が困難な状況に対して、直接対面しなくても交流を図れる方法（ICT活用）などの普及啓発・支援に努めます。

施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野4】エ 災害発生時における支援体制の確保

防災対策については、一人暮らし高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者が、災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるよう、避難行動要支援者避難支援制度の充実及び実効性のある個別避難計画の作成に努めます。

また、火災、水害等の災害時に情報弱者となり、単独での行動ができないため安全な避難に支援を要する障がいのある方等に対して、障がいの特性に応じた緊急時における情報伝達体制の充実に努めるとともに、地域住民を含めた支援体制等の構築と障がいのある方の防災意識の高揚を図ります。

災害発生後についても、継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の確保や、社会福祉施設・医療機関等との連携を図ります。

## 主要な取組（重点施策）

## ①避難行動要支援者の登録の拡大

- ・避難行動要支援者避難支援制度の周知を強化するとともに、避難行動要支援者の登録の拡大を図り、効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織、消防団及び民生委員等と避難行動要支援者名簿を共有し、地域全体で避難行動要支援者を支援する仕組みを構築します。

## ②実効性のある個別避難計画の作成

- ・避難行動要支援者に対し、災害時の避難に関する簡易アンケートや訪問調査を行い、要支援者の詳細な現況把握を行うとともに、調査結果に基づいた実効性の高い個別避難計画を作成します。

## ③「福祉避難所」の設置

- ・災害時における避難所のうち、要支援者のための特別な配慮がなされた「福祉避難所」の設置については、一部の公共施設の指定ほか、福祉施設運営法人や関係団体と指定や福祉機器等の供給協力、人材派遣に係る協定を結んでおります。災害発生状況に応じた柔軟な対応ができるよう体制整備に努めるとともに、あらかじめ要支援者と福祉避難所を紐づけることで、一般避難所を経由せず自宅等から福祉避難所への直接避難を促すなど、要支援者に対する適切な支援を図ります。

## 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野4】オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

日ごろ、障がいのある方が、安全に安心して地域生活を送ることができるよう、防災意識の高揚や防犯、見守り対策の構築が必要です。

そのため、各地域での防災訓練を通した障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立に努めるとともに、障がいのある方はもとより、障がい者団体や地域の多様な連携を促進し、犯罪や消費トラブルの防止、早期発見及び防犯教育等の取り組みを促進します。

また、消費生活センター等における障がいのある方の特性に配慮した消費生活相談体制の整備に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①パンフレットの作成や防災訓練による防災意識の高揚

- ・防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立します。
- ・各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立を図ります。

#### ②情報提供体制の充実

- ・防災・気象情報、火災情報などをメールで配信する「防災メール配信サービス」の登録拡大を進めるとともに、災害時に避難支援が必要となる避難行動要支援者に対し、災害情報を適正に周知するため、自動起動機能付防災ラジオの給付を行います。

#### ③地域と連携した防犯体制の整備

- ・障がいのある方を消費者トラブルから守るための取り組みとして、家族や地域住民、障がい者施設等による支援ネットワークの構築について検討します。

#### ④見守り体制の整備

- ・いわき見守りあんしんネット連絡会など、地域住民、事業者、関係団体と連携し、きめ細やかな重層的な地域の見守り体制を構築します。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 5 施策分野5 『教育・育成』

障がいのある子どもの健やかな発育を促し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう、ともに生きる社会の実現が求められています。そのため、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる仕組みを構築し、各種支援を実施していく必要があります。

就学前教育の充実を図ることは、障がいのある子どもの発育促進、その家族の保育軽減、障がいに関するすべての人の理解を図るうえで重要です。

また、福祉、労働等との連携のもと、障がいのある生徒の就労に向けた取り組みについて、支援の充実を図る必要があります。また義務教育終了後の生きがいや社会参加の促進のため、生涯学習活動の充実を図っていく必要があります。

このようなことから、障がいのある子どもについて、乳幼児期から学齢期、さらには学校卒業後までの各成長段階において、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、療育・教育環境の整備を進めます。教育においては、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」を推進しながら、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制の整備を図ります。

また、障がいのある方の生涯学習活動への参加を支援するため、スポーツや文化活動の機会の提供などの支援を行います。



### 施策分野5 基本的方向性

#### 教育・育成

ア 一貫した療育支援体制の充実

イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

エ 社会的及び職業的自立の促進

オ 生涯学習活動の充実

## 【施策分野5】ア 一貫した療育支援体制の充実

乳幼児期を含め早期からの一貫した療育支援を一層推進するとともに、障がいのある子どもの健やかな発育を促し、適正な教育を受けることができるように、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、地域の身近な場所で相談支援を提供できる体制の整備を図ります。

療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものです。特に医療的ケア児や重症心身障がい児等医療的なニーズのある子どもとその家族については、より各分野の連携が必要となることから、これら関係機関のより一層の連携と支援体制の強化を図ります。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①必要な療育の確保

- ・障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に係るシステムの整備、また、医療機関や関係機関との連携などにより、必要な療育の確保に努めるとともに、保育所、幼稚園の巡回相談の充実に努めます。また、社会資源不足による保護者の送迎負担等、地域ごとの課題解決に取り組めます。

#### ②療育支援体制の充実

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の充実や、児童発達支援センターと関係機関との連携強化により、療育支援体制の充実に努めます。

#### ③医療的ケア体制の充実

- ・医療的ケアを必要とする子どもとその家族については、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育関係）を中心に、関係機関が連携を行い、サービスの提供体制など課題の把握と解決に努めるとともに、相談・情報提供・助言など各種支援体制の充実を図ります。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野5】イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

障がいのある子どもの健やかな発育を促し、また、適正な教育を受けることができるよう、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して計画的に、ニーズに応じたきめ細かな支援、教育、保育、療育を提供できる体制の構築や各種支援の充実を図ります。

そのため、障がい児保育事業の充実及び障がいのある子どもの保育について適切な保育指導を行うための担当職員の確保や、特別支援教育に携わる教員に対して研修を行い、資質の向上に努めます。

## 主要な取組（重点施策）

## ①職員の資質の向上

- ・ 障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し職員の資質の向上に努めます。
- ・ 小・中学校の教職員についても、特別支援教育についての理解を深めるための研修や適切な学習指導を行うための指導法に関する研修を一層充実し、職員の資質向上を図ります。

## 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野5】ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

通常学級、特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒等が、早期から相互に交流し、お互いに理解を深め、好ましい人間関係を育てることは、障がい者施策の円滑な推進において重要な事項となっています。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図るとともに、障がいの状況・発達段階に応じた適切な教育の実施や、障がいの有無に関わらず可能な限り個々の幼児、児童・生徒の教育的ニーズに沿った指導と一緒に受けることのできる「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の整備に努めます。

また、学校施設のバリアフリー化や、通学が困難な病気療養児も含め障がいのある幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の活用や学習機会の確保など、教育環境の整備を推進します。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実

- ・教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努めるとともに、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。

#### ②「いわきサポートブック」等の活用による情報の共有

- ・「いわきサポートブック」等の活用により、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子ども・保護者・関係支援機関相互の円滑な情報の共有を図ります。

#### ③インクルーシブ教育システムの推進

- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、障がいのある幼児、児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられるよう、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる体制の整備を図ります。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野5】エ 社会的及び職業的自立の促進

障がいのある生徒及びその保護者に対し、障がいのある方の一般就労や就労支援施策に関する理解の促進を図るとともに、義務教育修了後の進路に関する必要な情報提供や支援が求められています。近年、一般高校へ通学する障がいのある生徒や、手帳は所持していないものの発達障がい疑われる生徒など、就労支援に困難を抱える事例が増加していることから、今後も継続した支援体制の整備が重要となっています。

そのため、いわきサポートブック等の活用を通して、必要に応じて関係機関間で情報を共有・活用するとともに、障がいのある生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携のもと、障がいのある生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

## 主要な取組（重点施策）

## ①卒業後の進路相談の充実

- ・学校においては、特別支援学校、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、生徒・保護者に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行います。

## ②就労支援の充実

- ・関係機関等の緊密な連携により、障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を行うため、いわき市地域自立支援協議会（就労関係）の充実を図ります。

## 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野5】オ 生涯学習活動の充実

障がいのある方にとっても、社会参加、生きがいづくりとしての生涯学習活動の充実は重要です。特に義務教育年齢を過ぎた外出困難な在宅の重度身体障がい者の学習意欲に応じるための、学習・文化活動の機会の創出が必要となっています。

そのため、各ライフステージにおける学びを支援するとともに、**全ての障がいのある方が学習・文化活動を楽しむよう、生涯学習活動の充実や文化・スポーツ施設の環境整備に努めます。**

### 主要な取組（重点施策）

#### ①障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興

- ・障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行います。

#### ②図書館における読書支援サービスの実施

- ・総合図書館においては、障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読サービスなどを実施します。

#### ③文化施設やスポーツ施設におけるバリアフリー化の推進

- ・文化施設やスポーツ施設について、誰もが安全に利用できるよう、**計画的な改修を行うとともに、さらにバリアフリー化を進めます。**

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 6 施策分野6 『雇用・就業』

障がいのある方が自立した生活を営み社会参加をするうえで、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。地域の一員としてともに生きる「共生社会」の実現に向けて、一定規模以上の民間企業等が守るべき障がいのある方の法定雇用率が令和6年4月から2.5%※に引き上げられるとともに、対象企業の範囲も従業員43.5人以上から40.0人以上へと引き下げられるなど、障がいのある方の雇用はさらに拡大しています。

公共職業安定所、市等では、これまでも、公共職業安定所における紹介促進、市における職員雇用枠の拡大、企業に対する雇用環境の整備支援等を行っており、今後も、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、一般就労を希望する者には、できる限り一般就労ができるよう、一般就労が困難な者には就労や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の確保など、障がいのある方の就業に向けての必要な支援や、職場への定着の支援、就労後に障がい者となった方の職場復帰への支援など、サポート体制の充実を図ります。

※法定雇用率は、障害者雇用促進法に基づき、少なくとも5年毎に設定することとされています。令和5年度の見直しにより法定雇用率は2.7%と設定されましたが、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては現行の2.3%に据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的な引き上げが予定されています。



### 施策分野6 基本的方向性

#### 雇用・就業

- ア 就業支援及び生活支援施策の推進
- イ 多様な就労の場の確保
- ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実
- エ 一般就労が困難な障害のある方に対する支援

## 【施策分野6】ア 就業支援及び生活支援施策の推進

障がいのある方の就業支援及び生活支援を行ううえで、市、就労支援事業所、公共職業安定所等の各機関が連携をとり、総合的支援を行うことが重要であることから、今後も、サポートする人材の育成や職員のスキルアップによるサービスの質の向上等も含めた、支援体制の一層の充実が求められています。

また、精神疾患、難病、発達障がい等の特性に応じた専門的支援のあり方や、障がい者雇用のノウハウ提供方法、障がいのある方への職業教育の充実等について、関係機関と協力し検討を進めます。

さらには、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せなどにより経済的な自立を支援します。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①「障害者就業・生活支援センター」との連携による支援体制の強化

- ・雇用、保健、福祉、教育等の関係機関の連携拠点である「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業面及び生活面からの一体的な相談支援体制の充実に努めます。

#### ②アセスメント実施体制の整備

- ・特別支援学校卒業者等の就労系障害福祉サービスの利用にあたってのアセスメントの実施について、体制整備を図ります。

#### ③就労サポートに係る人材の育成

- ・支援を必要とする人に対し、適切な支援を行うことができるよう、人材の育成に努めるとともに、研修等職員のスキルアップに向けた取り組みの実施によりサービスの質の向上を目指します。

#### ④若年性認知症の方への就労支援

- ・事業主に対する若年性認知症の方の就労についての理解や、ハローワークによる支援等が利用可能であることの周知等を図ります。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野6】イ 多様な就労の場の確保

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。

今後も、障がいのある方がその特性に応じた就業の場を選択し、個々に持てる能力を発揮していきいきと活躍できるよう、短時間労働や在宅就業など多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、社会体験の場の創出や障がい者雇用の促進、雇用の質の向上、農業分野での障がいのある方の就労支援（農福連携）のさらなる推進に努めます。

## 主要な取組（重点施策）

## ①就業の機会の拡充と雇用の促進

- ・障がいのある方の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるよう、社会体験の場の創出や就業の機会の拡充に努めるとともに、就職説明会の開催など、雇用の促進のための取り組みを進めます。
- ・法定雇用率の達成に向け、障がい者雇用に関する各種制度の周知や、短時間労働や在宅就業など多様な働き方の普及に向けての広報・啓発活動を行います。また、法定雇用率の達成のみならず、障がいのある方が個々に持てる能力を発揮していきいきと活躍できるよう、雇用の質の向上に努めます。

## ②市職員の障がい者雇用の拡充及び雇用後の離職防止

- ・市職員の障がい者雇用拡充のため、障がいのある方を対象とした特別枠採用試験の実施等に取り組むとともに、正規職員のみでなく会計年度任用職員についても積極的な雇用に努めます。
- ・また、雇用後のミスマッチによる退職を防止するため、障がいのある方の特性などを踏まえた配置・業務内容とするなど、市職員として安心して働き続けられる環境づくりに努めます。

## ③「チャレンジ雇用」の実施

- ・知的障がい者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を引き続き実施します。

## ④農福連携の推進

- ・農業・福祉の双方にメリット（農業では労働力の確保等、福祉では就労先の確保や生きがい創出等）がある「農福連携」の取組のさらなる拡大に向け、市内農業者及び福祉事業者等を対象としたスタディツアー等を実施するなど、普及・啓発に努めます。

## 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野6】ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実

福祉的就労から一般就労への移行にあたっては、教育や福祉など関係機関が障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所などの労働関係機関と緊密な連携をとり、就業支援に取り組むことが重要です。

また、障がいのある方の就労後の職場定着及び就労後に障がい者となった方の職場復帰に向けて、継続した支援を行うことで安心して仕事を続けられる環境づくりに取り組みます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①一般就労への移行の推進

- ・就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保（充実）を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、一般就労への移行を促進するなど、就労移行の推進に取り組みます。

#### ②職場定着に向けた支援の充実

- ・障がいのある方が安心して働き続けることができるように、企業や就労継続支援事業所等の連携により、就労後の環境変化による生活面の課題の把握に努めるとともに、相談体制づくりやフォローアップ研修の実施、ジョブコーチの活用など、受け入れ時から就労後まで継続した関係機関との連携による支援を行い、就労者の職場定着に努めます。また、就労定着に向け、企業の障がいのある方への理解促進に向けた啓発や企業からの相談体制の整備に努めます。
- ・職場への定着に向け就労定着支援事業への参入促進に努めます。

#### ③就労後に障がい者となった方の職場復帰支援

- ・就労後に障がい者となった方について、必要な職業訓練の機会の確保など円滑な職場復帰や雇用安定のための支援を行います。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 【施策分野6】エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方が、特性や能力に応じて就労の機会や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の整備や経営基盤の安定が図れるよう努めます。

また、工賃の向上に向けて、施設製品拡充の周知方法の検討や障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の推進に努めます。

### 主要な取組（重点施策）

#### ①福祉的就労の場の確保

- ・一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所の拡充に努めます。

#### ②障がい者優先調達方針の推進

- ・障害者優先調達推進法の趣旨に沿い、本市における物品や役務の調達についても、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入の推進に努めます。

#### ③工賃の向上への支援

- ・就労系事業所における工賃向上に向け、事業所間連携に努めます。
- ・事業者の製品開発・販路拡大等の相談に応じる団体の周知・活用に努めるとともに、公共施設内での「福祉の店」の開設など、販売機会の拡大について支援します。

### 施策一覧

施策一覧（各事業）については  
現在整理中

## 第6章 計画の推進

### 1 各主体の役割

『第5次いわき市障がい者計画（後期）』の推進にあたっては、各主体の連携のもと、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で生活するための支援体制の構築を進め、社会全体で障がいのある方を支え、自立と社会参加を支援する必要があります。

障がい者施策については、障がいのある方の自己決定を尊重しながら、多様なニーズに対応できるようなサービスが必要であり、障がいのある方が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、生活基盤の整備や相談体制の充実などが求められます。また、この社会を実現していくためには、行政のみならず、市民の理解と協力が必要であり、さらに市内の企業や団体等、すべての社会構成員が一体となって取り組んでいくことが必要です。

#### （１）行政の役割

市は、国や福島県、関係機関と協力し、行政機関だけではなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

#### （２）障がい者団体等の役割

各団体等と地域との連携を進め、障がいのある方の活動や生活支援の促進を図り、障がいのある方の社会参加と自立を推進していくことが期待されます。

#### （３）企業等の役割

障がいのある方の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障がいのある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

#### （４）地域の役割

市民、団体、企業等の様々な主体で構成される地域については、震災を契機に地域内でのつながりの重要性が再認識されたことから、誰もが互いにつながりながら、障がいがあっても安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

#### （５）市民の役割

障がいのある方やその家族が、地域の中で孤立することのないよう、市民一人ひとりが、障がいのある方に対する正しい理解と意識をもって、誰もが互いにつながり、支え合いながら、安心して生活できる社会づくりに向けて努力していくことが期待されます。

## 2 計画の進行管理

『第5次いわき市障がい者計画（後期）』、『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、具体的な事業を計画する期間は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画ですが、計画の進捗状況を客観的に把握・評価し、『第5次いわき市障がい者計画（後期）』に位置づける事業や『第7期いわき市障がい福祉計画』及び『第3期いわき市障がい児福祉計画』において定める障害福祉サービス等の見込量について見直しの必要があると認めるときは、計画の変更を行い、その後の取り組みの改善につなげていきます。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、PDCAサイクルを導入し、毎年1回、計画期間における事業の実施状況やサービスの利用実績等具体的な指標をできる限り活用した評価を実施し、地域自立支援協議会の意見を踏まえながら、計画を推進していきます。

